

衛門尉其次信濃守上井其次幸三郎幸三郎末子なれとも子細ありて内藤家を相續せりよりて内藤川路井上は同家に似たるものとも可申哉内藤は先考の御時浪人を御徒に御抱入に相成川路代々御持且三人共に

御目見以上之家と成左衛門尉信濃守は御加増も被下たれば中興の祖とも後々は可申こと也よりては此後家に血筋の絶る事あらはいつれ之家にも行道院様の血統を尋て養子とすへし内藤は從來實子相續なり井上は御養子出来て養父樂水院様も内實は御養子之由御咄あり先祖の三鏡院殿と申は紋所より戒名も之頃までは家断絶せし故頭支配にても子のことは心しく候事之由故に養家先祖の血筋たしかなることなしよりてかくはしるしぬ川路八郎左衛門と被申たる人の系圖認置れたるもの一巻あれとも解かぬること有故に其時に養子たらむ者不見届者ならば格別左もなく中人十人並にて悪事なくは其者と定むへし無余義は格別可成愛憎其外によりて血筋に不拘他家血筋なきものを養子とすへからす世中に纒のことにて血筋を捨或は穩なることに泥み妻の血筋を養子に貰ふ者有如何なることにやそれは皇國にては遠祖にてもおやと申也けにも遠祖

五十四
盆正月の
こと

よりみるときは俗に云いとこはとこにても實子のことしこゝの所忘へからす万延二年正月三人申談候

一都正月并暮のいはひ事に家例と唱候を買はずともよき物を高價にても買類有元來正月の事は歳の始一家内之祝ひなれば春よりよく儉約して夫婦中争ことなき様につゝしみ家の榮行基なれば夫を目出度家例と心得松傍其外はいか様にも軽くこと少にて家來又ははした女の難義せぬ様にすへし可相成は大晦日にことしはこれくのよからぬ取計有これく我はしめて家を持たる時は才也夫婦に士壹人中間壹人下女壹人にも門并玄關に鎌刈松をたてしはかり人も笑ひたりし食つみなともなく都而簡易を極めたること也しかるに段々と御取立に相成手も廻り家來も多く其上開闡院様御世話行届それこれといろくのこと殖たれと母上の御慰と存候此こと尤多しわれも喜ひて隨ひ奉り素思とは大に違たりとわが香の氣も手傳し依るは年々に手輕にいたし譬は鱈は田つくり替と申様に諸事いたすへし盆の佛

事これに准するとは乍申これは御先祖を奉祭ことなれば正月のことくにはなしかたしいかにも敬禮を盡し家内打よりて祭り奉り其節々の貧富相應にいたし可相成は下々迄も食物行届様にすへし正月の手輕と混雜すへからす小學に朱子の載られたる躰にても江戸の風俗先祖の祭かた恐入たること多し第一に誠を盡し實に祖父母父母はしめ御逗留に入らせられたるとおもひこゝろをつくすへきは七月の祭也され共佛法に泥みたることを不爲譬は僧を多く集め經を讀する金あらは下人に施へしされはとてたな經の僧を斷るといふ様なることはなすへからす前に記せしにと合考へし

五十六
甲冑下着
の字

一、わか甲冑下着を坂本弦之助に爲記候は同人御治世に在て反賊を破り武功を以御取立になり目出度人なれば也守約の二字は弦之助存附たれと孟三舎の勇わか可望にあらずと申たるに弦之助答に搦賊誅伐の節天満橋をわたる時は弦之助壹人と成さても平日には不似誰かれ哉と怨み心なりけ

五十七
年若にて
御役之事

るか今日死するは我一人の忠義をつくせは事足を人の事をこれかれとおもふへからすとおもひたれば忽こゝろすかゝとしてすゝみ行たり守約の二字は實驗の事なれば記すと申たれば夫にまかせ候弦之助心得方尤也子孫よく弦之助か記たるに不愧様心かくへし

一、我十七才之時支配勘定の出役といふものを願て十八才三月四日ことに日に被仰付たり御勘定奉行柳生主膳正吟味役十郎の登城前に行たり今と違ひて役人よく日々に月元日々大晦日まで達はれたり早出の時勿論也御徒丸橋長次郎と申も四年日勤せしか主膳正御留守居に轉しそれより古川山城守へ三年日勤したるに同人病死し其次は石川左近將監へ三年日勤して遂に支配勘定の出役被仰付たり長次郎かことこゝに用なけれと人は一心にておもひもといくものにて若きもの、膽を練一端なれば序に記し候さて其頃の御役人の勤て人に記す也 養父院水實母院は頻に早く御役出のことを思召て神佛へねきことまで心に心をつくし玉ひき樂水院様はこと好み玉酒を三年給ひき今よりおもへいとされはわれも日ことに未明を出て暮に歸ることく奔走したり其頃井上信濃守御持典力に牛込早稲田宗參寺脇屋敷に住居しわれは其水に付遠きは一里半にもや、及へし其間に酒井若狭守殿へ對客なにも出歸には友野雄助殿又は中野樂山翁之方は參り讀書劍術等をせし故に畫のうちの宅のさまをみるはまれ

御勘定組頭格を御勘定吟味役被仰付夫御勝手方御勘定奉行迄進みたれと小普請方御
 役出之時のことく奔走したることはなく吟味役被仰付候時を一度も願事せしこと曾多し
 材木になるかもしれすと思ひて七八才の時分こやしをもなしわろき芽は
 かり行道院様御苦心中々こゝに記すこと不能今生長の後をはかるにみなよりに
 縁日の鉢植にして賣らむとすさてく是非もなきこと也併かれも望ある
 故にそれにまかせてわれは何ともいはすと仰られて十七八にてわか御役
 出は強御このみはなかりし也御詞の深き味有こと年を然るに十八才にて出
 役し廿一才にて支配勘定評定所留役助被仰付死廿三才の九月行道院様は御病
 定所留役被仰付廿一日に寺社奉行吟味物調役當分助被仰付たればはつか四ヶ月はかり世
 を早くなし玉ひし故にわか御目見以上被仰付候事さへに行道院は御存知はなしいたく
 かなし三十才之時寺社奉行吟味物調役に御勘定組頭格被仰付三十五才
 にて御勘定吟味役四十才にて佐渡奉行四十一才にて小普請奉行被仰付
 御目見以下十九年のうちに諸太夫席へ進み珍敷と人々申候は其時のけし
 きにゐは無間も三奉行之内へも可進かとおもひ居たるに小普請奉行を御

五十八
 御役に付
 躁心のい
 ましめ

普請奉行に轉し四十六歳之時奈良奉行被仰付五十一歳之節大坂町奉行
 被仰付五十一歳の春夢裏斗回曆也新迎來二首六身辰日矢月梭何太急自驚五十一
 前年尙遠須自重不可驚歎と記して返したり五十二歳之節公事方御勘定奉行被仰付候新地五百
 石に被成下外國之事取扱被仰付候る房總見分内海へ臺場取立之懸被
 仰付無間も御勝手方御勘定奉行へ被仰付長崎へ魯西亞の使節布恬廷來
 候に付應接使被仰付たりこれ近頃異國人と應接之初也御返輪にも重臣被遣候旨
 御認給狩衣着用白太刀を爲持候る應接せりわか雅事に
 押印に幕府重臣又は賜三衣章接變我吟味役御普請奉行ともに村田阿波守と同
 衷と有は此の時の事を記せし也役にて殊に親かりしか阿波守常に申せしは今同席其外之人をみるに御勘
 定奉行たらむと見定たる者は足下也され共いさゝかにても急く心有へか
 らすと屢云き此ことを守りたる故に可愧不行届は殊に多かりしか御役に付人阿波守
 にはなしかねたる詔讀をなして人を欺たることはなきりし也か急くこゝろあるへからすと之事眞に格言也太郎等も謹御よく守るへし
 われ十八九歳之節阿波守は幾三郎と申候る御取箇方御勘定組頭たりいかにおもひけむと
 風我に申せしはわしは子供多し實は困るほと也世間に子をほしかりて妾まで置て子なき
 となし役人も一段もよく成て御奉公すへきとおもふは常なれと願き廻るは以之外也靜に

して来るを待へしきて可捨物にあらす其間をよく守へしと教さとしき此翁官年七十九にて御勘定吟味役に成しか實に正直にして人にいとほるゝことなとは少も構きりき我目するに魯宗道を以て其人となり推し知へし其一を申せばわれ人々機嫌をとらすかくとおもふことは其まゝに申也あと先は一向構ひ不申候され共御普請奉行まで昇たりおもふことは十分にいふへしなと定言奉りき吟味役之節異存を申述行はれぬ時は衆評に付と肩書をして小印をする也其翌日必關老へ出る也少もかくすけしきなし剛直のことは屢驚きおもしふことわれ御役進みたる後に至り文武共にいかにも未熟なることを悔おもひて實父君の仰のことく今十年も學ひて少も道の端にても聞しらはかくはあらしと残念におもふ也人間の世にありて事を行ふははつかなる間也これを譬ふるに朝良のはなを好む者はつか一朝のことに數十日の力をつくしあけの晨さきなむとする蕾へいさゝかにてもいろひたてをすれば其跡必きすとなりて見くるしく花の一生をあやまりとり返しはならぬ也残念の事ならずや花のよからむ事を思はゞ先相應の地をみて植さて其後は常にこやしをなしむたなる枝葉をとり蟲のつかぬ様になして花の事は天道まかせ也然るを無理有ては疵となる也むろ咲の花なとたくみを極め天工を奪ふと云へしされ共纒に一尺の樹數朶の花に不過其色香も

五十九
新吉郎之
取計并諸
藝教方

自然に開たるには遙に不及故に不急して不怠よく力をつくすを以御奉公之基とはすへきこと也かく御奉公の事を言をから風の人はいかゝとおもふへきもあるかはしらねと日本世祿にて腹の内にとりたるはしめより墓所に入まで
大君の御洪恩受居る身なれば御奉公をすへき事を以着眼とすることかとわれは思ふ也さて少も無理を以進むへからす急くへからすと云事を堅守るへし文久元年五月七日

一、新吉郎事我等渠か成長迄見届候事はもとより不相成候よりてはかれか人と成とならざるは第一に太郎引受勿論にて謹吾もよく能輔翼有へし差當候所にては太郎に男子出生いたし候迄は同人妾服之男子の取扱也此不遠謹吾を養子に遣すつも教方其人の生質にもよるへければ一概には不被申候得共其大綱を左に記す

一、武事文事教候内武事六七分文事は三四歩なるへし武士はみなかくの如くなるへきか其内人

により文武専らなるも武事専なるも不可有之夫は別段也十人並之ものとみて論する也いかに不得手に候とも武は職業なれば不得手と申候事捨ることにはならずよりては劍術鍊内ならぬものは急度修行さすおへし此三藝之

太郎父には
しめよりか
ら様のみに
爲習こまり
たること有
候にかく申

一、八才迄之内に大學をはしむへし手習も同斷學文勿論朱子學なるへし手習穩なる俗様を習ふへしから様は畫をかくも同様故にかくは申也薩州をわれ阿部伊勢守殿へ懸御目たるにこれは薩摩守か直書也家法にて和様習ふ事と被申候尤なること也大諸侯にてすら如此ましてわか輩をや親類書其外 公邊の差出もの自由に出來候上にてから様かくは

一、太郎の父彌吉并謹吾共に十二歳にて素讀御吟味に出甲科になりたりされは可相成は右之年齢にて差出たし素讀御吟味に出れば幼年之節經書之積良齋藩士之節句讀は供に參候小侍迄へ

一、十三才にいたり候は七書之素讀をいたさせ可申候此頃算盤をはしめ可申候算術六藝之内に多武事に專入用也孫子に度量數のことを説大砲打候ときの出來算別度なとも必用也差分迄は自由にいたし度候西洋の杖の先にも畫して出

一、十三才に成候は、劍術馬術水練の修行をはしめ可然候鍊炮は十五才

以上にてよろし講武所の武術宜され共上手なる實意の師を選みて死生の場に臨み候節之心得其外迄承へし寄合稽古とは異たるもの也

一、學問其外のこと太郎謹吾等の心得をはなし前に記し置候見合候多教可給候學文御試を受候歟四書小學近思錄等を

よみ粗大意に通し不申候内西席を蟹行書みすへからす

一、都而之稽古朝六ツ時の一番からす夜四ツ時迄これは冬の刻限に申也これ

より多きは志之及候たけ可爲致少は不相成候左衛門尉信濃守幸三郎へ

父上之教右之通故自分老後の今も相守候家法と成居候間不可怠

一、新吉郎は祖父へ之義理有嚴敷は不成なと云非義の義に心を用へからすいかに嚴敷いたし候とも親切實意に取扱候得は忠恕おのつから生し申候いかに不ばかり候も愛に溺候歟或は不實意有之候もは決る其子をしてよくすることかたく且親しみもいたし不申候丙七月晦日記之

一、學問の事前にも記し置たり佐藤捨藏か三經三錄の説もとより宜かるへしされ共再ひ考ふるに學問所御試の通小學を以第一としそれにて心と躰とをよく定め其後四書近思錄等兵書歴史といふ順に先よろしかるへき

六十
小學を不
意よむへ

か四書小學にても五經之内一經と小學にては御試はうけらるゝ也小學を省候亦は御試には出られずそれを以みれば小學を以士を御仕立なさるゝ積之御趣意分明とも可申歟兼亦も見らるゝ通毎日必小學をよむはわからぬ所等には強亦不貪着身を律する曲尺の積也さて躰験の心有は不容易譯わかる也ひらきみる度に身の不束を恐入難有書は小學也朱文公万世の學問を以諸書之内を抄出し人の必可踏みちを教られ譬は刀術等の形軍學の訓練書之如しそれより上は其人に存する也決亦小學の修行怠るへからずわれ御材木伐出御用にも木曾の深山に小屋懸して居たるとき小學只一部をもち行てよみ其節聊得たる歟とおもひしこと有しか江戸に歸り十日はかり之内に失ひてはつか半日聞得てめつらしく雖有おもひしこと有有其餘考みるといつも背くことのみ也其六ヶ敷を知へし

六十一 抱屋敷

一、御役に寄候亦は下屋敷をも抱屋敷をもせねは都合悪敷ことあるまじきものにもあらず其時に至庭等つくり申間敷は勿論實に出火之時立退場と心得普請は長屋建假屋同然にて毛頭好事有へからず畑を作り人を差置候歟或は通勤之家來を置へし鏡炮角場訓練場急雨之防位はかならむか司馬温公か山莊のことを人の申たるに答られたるよき手本也千石位の人をみるに抱屋敷を求候亦も御

役之節はいそかしく參候こと凡一年に一兩度限りなるへしそれに少々にても慰になる様には抱屋敷の地代并普請庭に亦は凡惣仕上ケ千兩前後なるへし其屋敷を二代もちこらへ候ことまれにて或は買調候亦一度か二度參り又は御役中計に亦直に賣人も有さて賣物に出す時は至亦下直なるもの亦風流の茶屋等はつかに薪の代のことくに買取られ其上に持居候内年貢其外之入用よほと出る也下屋敷被下候事有之候とも右に准し心得へしいにしへ天子將軍其外に土木のこと分外なる多くは國を亡す也室町將軍家の金閣寺銀閣寺と濱の御庭等見合候亦も万世泰平の御基別段なることをしるへしわれ吟味役之節百六十坪の屋敷故見かくしの櫛木の外なし少々庭をほしくおもひ居たるに西丸御普請懸に亦御休息之御庭等を拜見し其御儉素に感服して庭のこといさゝかも構ひ不申候元來濱其外之御庭は金珠沉檀を以被爲造奇石奇木等天下に並ひなき御事と而已思ひ居候處小普請奉行其外に亦所々の御場所詳に拜見土階三尺のいにしへにも近

六十二
幼少の
刀脇差

き御事と奉感戴先住置附之外いつれの屋敷にも石燈籠飛石を不置沓脱等
材木のはなきれを用ひたる太郎等を見る通に付此こと堅守へし丙十七日
一、幼年もの刀脇差刃の有もの用ゆへからすそれは太郎か父五歳之節古刀
のすかれ身を以入念たる大小を拵遣し太郎謹吾新吉郎まで差故益有かこ
とくなれ共實は以之外也既に小つかなと落したるか或はあしき中間など
に被奪たるか度々失ひし也又目ほしきものをさへせ候而途中にて被奪た
るときいたし方なし十五歳已下之ものを切損し候とも耻なし怪我した
るときよきものには大造也この事に付いろくくと害あることを近く及
見聞候記にいとまなしされはとて十五歳以上になりたるに出来合のさし
ぬきといふものを決而帶さすへからす
一、いかなる御用向多之よき重き御役をつとむるとも勝手方之仕拂は米其
外に至るまで月々に仕上ケをさせて入念みるへし手許の大きくならぬい
ましめと成也古きはわか自筆にて悉に記し近きはおさとの記手もと金といふもの

六十三
小遣ひ帳
日々可記
六十四
手もと金

六十五
廉立候遣
ひ拂

を引わくると奢の種を引出し候 公儀にても月々の御入用は吟味役調候
而御勘定奉行進達し年々の惣勘定は成さるゝ也序に云われ御勝手方御勘
定奉行中壹兩以上之事は用人に相談之上にて一己には不遣ことゝなし置
たりまして五百石の身上には百疋以上之事は必一己に遣ふへからす
一、われさしたる御奉公もせず軽きものより御取立に成て五百石に御加増
被成下たれば代々兩御番御簀本之列に加り素袍烏帽子にて長柄の傘を持
する家と被成下たり刀筆の吏輕きものより御取立に相成候者の子孫かく
あらむとは勿躰なき事と常に難有忝き御惠みをおもひ奉候しかるにわれ
不行届に而御答被 仰付たれと家祿は如元よりてはわか不行届且御報恩
の爲いかなることにもなし忠義の事決而忘るへからすされ共子孫代々
とならば五百石と兩御番にて長柄持することは當り前のことくおもふ驕
滿の心有不埒者有ましものにもあらず万一其心起者有は不孝にて不届至
極の者といふへし兩御番の勤を難有事也 上の御めくみにて累代の御簀

六十六
兩御番を
難有心得
大切に
可勤

六十七
御奉公い
たししく
時之心得

本先祖は戰場にて討死の人の子孫と同しく勤るは難有事と大久保峰屋等の
 吾か家の祖共に箕方ヶ原にて討死也御番を大切に勤頭を被申付候聖堂其外講武
 所等人を先に出遅く歸候を講釋は聖人の御意也と謹て承り貝原篤信か船中
 語を講したるを袴を着用敬多承りたると申に上の御世話にて學問所におる乗合之書生か論
 て御儒者かする講釋を等閑に聞者有は子孫にあらず人類とは云へからす講武所は戰
 場の至而微なるものなりと力をつくし心を用ひて修行すへしまして御番
 は勤番の二字しはしも忘るへからさる様に謹てよく出精して勤むへし
 何兩御番の御番位なとおもふこゝろは有ましかれと兩御番の勤をよく勤るといふはか
 たきこととおもふ也われは兩御番の勤向はしられとも先わか輩には至極六ヶ敷候御番に
 出る御成の御供みな警衛の勤也これ死氣なくしてはならず明日は御成也御番也とい
 ひて持まいる品々をみづから改枕もとに置取落し等なき様にするには心懸よほとい
 也さて士壹人の藝なくては御番士とは云かたし士壹人の藝中々不容易わけ也難有御世故
 多人數の中にはさほとに不思議有かもしられと決してそれなみてあさけり笑ふの類は勿論
 子孫に付氣油斷あるへからす外の人には兎も角もわれは何の勤功もなく五百石被下たる其
 れはわれ死ともも 戌三月十八日 上へ對し候も御報恩の心なき輩な
 し魂有は必深可怨

一、御役を勤る時にしくしること有され共夫は 公儀へ對候も不行届の事
 有て御目かねにも違ふ故に付いかにも恐入候も慎る跡 御奉公を大切に

六十八
御政事の
もとより
常に穿鑿
して知る
へ

すへしこれを譬るに天の雷霆父母の怒と同じかるへし故に恐入たる上に
 も恐入慎か上にも慎へき事也されはとてしくしるを厭ふ心有時は大切の
 場を外して不忠必せり故に決而厭ふへからす厭ふ其源を尋ねれば欲也故にい
 てされは其心を大敵とおもひ又しくしる事を不可好しくしる事を厭はぬの腹を
 切のと云ことを決而口外すへからす死して主人に士壹人を爲失と同じしかる
 に好と云人有はわからぬか偽を云名聞を専とする人も常に心附くへく候
 戌四月十
 八日記之

一、我前にも記すことく 御家御一代御國初より之御政事の御様子をよく
 知らすしては御政事ならずと申置たるにたま〜論語よみて衛公孫朝か
 仲尼はいかにして學問せられしやと問ける時に文王武王の謨訓功烈と凡
 周の禮樂文章との人にあるものによられたるにて常の師と云ものはなし
 と云説をみてこれによれば
 東照宮台徳院様廻天下を治玉へる其思召に曉通せねは御政事はならぬ事

をしりぬ然れは寛永已來享保御改正の様子より三州 御在城の頃迄之事
 迄も詳に可心得國初之御事は軍記談話等の書にみえし而已にて憲法令條
 の類甚少く徴となしかたき事もあるへし享保の度御集の御觸書留も寛享保の
永以前はなかりしかと覺たり頃
 頃は國初之遺風遺言等も尙有てそれによられたる御事なるへく書物も多
 けれど享保且は越中守殿御勤役なりし寛政の御政事をもよく知其大綱に
 背かぬ様にすへき事也いかに宜堯舜のみちにてても
 徳川家の御制度に引合ぬは容易に取られぬ事とおもふへし鞭官刑朴教刑
の鞭ことにてても
 おしふ まして其余異國の事をや

六十九 養子に參
 追加 器 遺候武
 謹子 節 謹 追
 吾 忠 節 子 謹 追
 へ 國 讓 遺 加
 遺 大 候 候 吾 加
 小 小 候 候 養 加
 謹 忠 節 子 謹 追
 吾 國 讓 遺 加
 へ 大 候 候 吾 加

一、新吉郎謹吾養子に遺す時大切之御奉公いたす節無心殘大小一通り可遺候
 それ其人の藝と力に寄候に付今よりは難定候凡之義備前眞守刀在備前
銘
 兼光脇差無銘肥前忠吉刀脇差初代也肥前忠國刀脇差初代也繼康刀二代か或は
初代なるへ
 虎徹脇差無銘氏房刀無銘兼常上兼定脇差南紀重國刀脇差脇差は二代
備中青江れい
 刀脇差などの内なるへし價高下あればそれは平等になる様に外之刀劍

三人より市
 三郎へ譲
 出後實用
 也附藤之
 所附吉大
 吉田村へ
 置銅金色
 赤銅に多
 所附物大
 小物前物
 實用之品
 謹吾へ遺
 同方市三
 正宗之短
 申銘古と
 甲胃一通
 あり水戸
 公被下其
 銘有之候
 余明珍宗
 也右之見
 養子に參
 候

之内を加へ候あまひ高下なき様にすへし刀直次無銘クサリ
ナハと有備前守家脇差
 兼元刀在祐定脇差門之銘左の刀也無銘直胤腰云正宗に
此上はなしと也相州助信脇差在兼卷刀
無銘也拵一乘一琴に多佐藤捨藏前田夏蔭
目松平加賀守差料たること分明也大和物脇差
之書晴川院下給に多さりかうへの小柄有
 以上四通は我殊に秘藏いたし候に付家に傳て讓物にすへからす其余價を
 論するときは兼定刀兼元脇差垣次刀脇差銘太刀拵よろし兼定刀在銘折
謹吾へ遺ス正
 常脇差も實用也此刀吉田村へ遺ス甲胃之内太郎好に應し候品をとめ置其余之内を遺すへ
 しそれにて差こみ其外短刀等太郎手もとに殘候品多し後に太郎心にお
 りて耻敷からぬ様に可致候短刀之内兼氏拵附は水府烈公の賜りたる短尺
 をかな物へ一乗か鐫たるなれば家に傳ふへし樂之茶碗茶入みな烈公の御手作
にて箱書迄御自書也これ又同し
 備中直次の刀折かみ附金ムクハキこれは大久保加賀守殿指料にて委細の譯白さやへ
 記し置候通に付他人に遺すへからす七月廿一日太郎敬次郎の申聞候烈公御自
作之拵附刀譯は良齋認候箱書之通家之重器
 へし
 一、永祿三年には一ヶ月五三度 御出馬有しかは小迫合年中五十度に及び

節遺すへし

七十生涯の守

追加

助宗刀

定五郎の遺

大和保昌

在銘脇差

大郎の讓候

積太郎の折

万治の外添

石州喜刀

村石有

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

兼貞短刀

武徳編
年集成

て御家人晝夜安きこゝろなく軍を常として粉骨をつくす
東照宮かく迄の御辛苦を以太平を御ひらき被遊たる難有事をおもふへ
し然るときは平日の御奉公は勿論諸藝修行等いかなることにてても苦
勞になるましく候

一、味方ヶ原御合戦の年作毛實のらす御家人黍稗を以上食とす
かゝれば米のめし香の物も無勿躰位に候 東照宮には御儉約にて下々
と常に艱苦を同じく被遊候御事故其時何を被 召上いかなる御衣類を
被 召けむとおもひ奉るへししか有時は食このみ美服など聊も不相成候
右を常に不息守りて謹慎誠實にせは希はすして職進み求めすして家富へ
し

文久二年正月八日

川路聖謨謹みしる
して孫らに示し候

一、妻のこと委細先に記すしかるに今般淺野氏
相整たるによりて委細前に記し置候趣を以太郎よく躰驗有へしわれはな

直勝大 三所附 一葉光見 吉田村に在 新太郎に遺 宅直胤大小 成候てもよ 豊守重國 助宗へ遺 定五郎へ遺 右も二尺六 寸以上故腕 寸の三尺二 常に三刀を 被遊候は不 なく候はか 寸の三刀を 輕く遺ひこ ならず故に 兼三刀を有 拵候心得有

女をみるに年齢よりよほと利發也
公の説を主として夫婦行末永く如今睦敷川路家の祭祀を奉せられ候様に
と存候方今少も思ひおもふこと曾あなし兩人打並ひ居を見受候あ安心い
たし老人の楽しみこれに過ることなし序なからわれ今までのことの記し
候我不幸にして妻四人を迎たり
たるはわか二十歳の時にて何事も御實父母のなし被下たるによりて別に
論なし市川氏はわか廿二歳の時より三十四歳まで家に在て其腹に出生し
たるは即太郎父彌吉其次高山へ嫁參候次女其次貴志へ參候三女なりわか
支配勘定留役助の時より寺社奉行吟味物調役御勘定組頭格の節までの事
也はつかに夫婦侍中間下女都合五人にて小石川船河原橋の屋敷を求候あ
はしめて身上を持建たる也市川氏才氣有ていはゆる男まさりの女にて且
殊之外に母上開闡院様の思召にも叶たれば家事等都あまかせ切なりし也
わか勝手向宜用人侍下女等召仕候に隨て妻の勢段々つのり氣まゝに成難

捨置候る兒の三人有しを離縁せし也しかるに開闡院様其頃は佛事而已に朝夕御懸り切之處俄に萬事御引受にて御苦勞なる事なりき離へ備物を遊さるに佛の御心にて題目を御唱へホイとて御改ありしを奉見て深く恐入たること有きよりて穩を主として選ひて高橋氏を迎一年余にて離縁せりこれは西丸御持與力高橋兵七郎の姉也穩と申迄にて惡事はなけれと拵遣し候品々は申に不及母上の思召にて下女其外取扱も不出來諸事に廻りかね候無余義離縁して衣類其外再縁入用の舎にて金子迄御めぐみ有し也其頃御勘定吟味役に人出入等殊更に多く母上の御心配一かたならすいかにせむと思ひたるに都筑駿河守其頃勘定組頭にて今の大越氏常の名さと申候たに松平安藝守方の若年寄勤居た金三郎と申候暇とらせて後妻とはなせし也母上勞疫之症を御發候多六ヶ敷其時るを其頃は翠井と申候暇とらせて後妻とはなせし也西丸炎上に付御造營の料の材木伐出

として俄に木曾山の被遣候間おさとを急に呼迎て嫁參候三日目に立出たりよりて開闡院様再び御佛事のみ被成たるにおのつから御健に被爲成御長壽も被成候原田市三郎井高山に遣し候敬女貴志へ遣し候宣女大越へ遣し候養女三保女太郎父彌吉へ根本善左衛門の娘をもらひ吾の太師誦誦謹吾を戸田に遣し當時の花女を太郎の妻に迎へ且わか御用向に事みなおさと取扱也平日のこと太郎謹吾見らるゝことし別に不記候寶樹院様御中風にてふくさものに宜開闡院様殊に愛し玉ひし也序に一度ツ、必みつから洗ひ申候か、れは御養父母にも宜開闡院様殊に愛し玉ひし也序に一度ツ、必みつから洗ひ申候か、れは御の如く被遊舞養子の如しとさへに人申候難有御事也され共離縁之義等御相談申上候節に深勘弁のことなるへし存寄なしと仰られて外に仰らるゝ旨はなし只我へは殊更に嚴にま

しくたり御勘定奉行勤居候時も小兒これにてわれ一生をおはるへしつらく今迄世間の婦人をみるにこれは伶俐也よき妻也とおもひ居たるに三十四五より行跡敗れて家をそこなひたるもの數人をみるある世に聞へたる奥方の記したる日記をよみ其才力に驚其ことを申し清少納言にして雅樂に長し玉ひたるかことしと譽ければ今は世になき者なれば申也刀の柄へ二三篇も手をかけしこと有と夫たりし老人の答られき其婦人は和漢の學雅樂等都不知らぬことはなかりしと也亥十月廿七日一、近思錄爲學編に 既學而先有以功業爲意者、於學便相害、既有意、必穿鑿創意、作事端也、徳未成、而先以功業爲事、是代大匠劉希、不傷手也、

これはすてに學ふとあれば學者にてよほとの人なるへし決る凡庸の人にはあらぬ也それにても如此我官途に居こゝに記すす語を忘れましとおもひし也子孫に御政事に携候ものもし有は三復すへしこゝに心有は異變なる改革などをして害をなすことなし

七十三
前同斷

一、學未至、而好語變者、必知終有患、蓋變不可輕議、若驟然語變、則知操術已不正
同上

これ又凡前の意に近かるへし好語變の三字輕俊なる者に多き事也常を
知盡さすしては變はかたられぬと云ことを能しるへし以上二ヶ條子三月廿三日太郎の咄聞候

一、小學衷旨に子弟輕俊的、多自作聰明、令作文字未必不恃小智以亂舊章

これまた粗前條に同じ同日同斷

七十四
御役動方
之心得

一、我奉行職は佐渡奉行小普請奉行御普請奉行奈良奉行大坂町奉行公事方
御勘定奉行御勝手方御勘定奉行と轉迂せし内佐渡奉行は騷動跡に御改
正をも被仰付たれば初在勤に組頭より百姓迄答申付其外金山稼方等を
も改正したり小普請奉行も流弊改革之義被仰付たれば警詞前文より改
正してこれは小普請奉行之警詞前文奉行職不都合のこと有によりて其ことを申立たるに御調有たるに一旦小普請奉行被廢小普請方組頭に事を取扱ひ候節其組頭の警詞を再び小普請奉行被仰付候節與風用ひ來候旨古き警詞御右筆所に見出し久須美佐渡守佐渡奉行之節を復古いたし候小普請方々下々迄御
答になり候もの多し御普請奉行は一わたりの勤向也しかるにおもひもか

けすなら奉行被仰付たれば恐入候而慎て仕來を守り居候され共以前二
度之改正之様子等及聞居候而與力共其外よほと心したるけしきなるに先
役池田格段知行宜三千石之跡へ二百俵之御取立者參候故暮方等みるかけ
もなければ市中之者末々迄よくは申さゝりし也され共一向に不構堅固に
手元をいたし御役宅を自分家作の如く心得與向之疊替も不致此代料前々之當番方之同心都而其身之入用を嚴敷減候而年々少々宛の施を市中貧民にな
共に遣し候したれと當坐限之事故永續を考候而内々金百兩惣年寄へ遣し彼等より表
向上ヶ金に爲願其廉を以身元宜ものへ諭候而上金爲致御貸附取立其利金
に而盆暮に極老并病者等之手當金遣し其外興福寺東大寺へ櫻楓を奉納し
これ先例によりて勘弁して取立たる御林へ苗木植附なといたし候而穩に清恪
に存外さくら楓を納しもの多ありし也多き時一日に三四度も評席は
を主とし専ら後年のことをはかり候而精勤し出盜賊を嚴敷せし故に入牢者は
多かりしか越年せし與力同心共欺たる事は急度答一わたり之不束は大目に
は年々四五人也見置候處居あひ候而御用召歸府之節町々なら晒壹疋ツ、くれたり厚意

はもとかすと申つゝみかみ町名のしるしたるを壹枚ツ、もらひ品は悉返せしに出立之當日なら市中往來山城境迄見送之もの充滿し出立之時わき歩行せりこれ送之も遠きは草津迄も参りたり大坂は一年に不足在勤故何事も出来不申候而歸府せり仕損と申候而顯れたる廉はなけれど追而勘みるに内實勤損したりとおもふは公事方御勘定奉行也其病根を尋みるに奉行之勤向は露しらぬことには不心附十八才より三十五才迄評定所勤いたし何事も弁居るとおもへるか害をなし評定所留役之臭氣貶せられたる奈良奉行の勤方に不及殊更に殘念におもふ也しかし幸に壹ヶ年に不及して御勝手方被 仰付候故人にしられず濟たりこれ全畏るゝと不畏とによる也敬之字は畏字近しと朱子の申されたる格論格論なり勢よく得意の時過誤殊に多し屢に至らは惡にも陥へし

七十五
又吉郎取
扱

一、子年九月十七日男子出生又吉郎と名附候生長の後のこと新吉郎に同じかるへし別段しるさす候妾腹

七十六
町屋敷心得

一、我ら夫婦其外新吉郎等手當之町屋敷本郷に在右に而隱居所之下女給金其外遣ひ拂候兩人相果候後は太郎に讓候義勿論に候され共元來右之上り高を以親族等之内清貧之者に恵み遣すへしこれは元來其含之屋敷なれば也酒色等に耽候ものは遣候義無用たるへし然ル處いかなる事に而勝手向不宜借財多になるましきにもあらず其節小利に目の附候用人等必高利之金をかり居候は不宜候先ツ屋敷を可賣と可申候得共万一賣たらは三年之内に其金は皆可失候居屋敷へ相對替いたし候而も御役之様子に寄再ひ宜場所被參候得共町屋敷は再ひ買候事は余程六ヶ敷候一鉢義田宅之内含にて從來至而儉素にいたし年來之苦心に而備置候事故に其心得たるへしなきものとすれば持こらへられ暮方入用之算用之内に入れば早く失ふなり何卒義田宅之趣意相立候様可被致候子

十月廿三日

七十七
經濟のこ
へからす

一、われ 思召を以隱居差扣被 仰付奉恐入かくれ居れとの御沙汰に候上は世上之事に議論等すへからすと決心し一名に而進達したる自筆之封事草

稿百卷あまり閣老等之自書大文庫にて一ツ火中せり其内大久保加賀守殿卒去返事は遣せとも文通はせさりし也しかるに十八歳之節より刑獄錢穀等之壹通はといめ置候これは彼朝臣御勤中事を取扱候こと四十一年にて御勝手方公事方之御勘定奉行遠國奉行三ヶ所御普請小普請の奉行をも勤別御勝手方之節は講武所蘭學館今之開長崎蝦夷外國之應接を引受御沙汰に寄折々學問所迄にも罷出候事故四十一年見聞之次第自然と腸へ染附候之懇意の人等參候とはなしの序經濟のこ人ハ世を忘るゝこと西行か山家集にとに陥り勝也これわか心のもち方不宜故也一首も世のことなよみたることなきか如く越九月に上京し或は三島より急に下田まで日附に參よりてはいふこと皆傍觀岡水太郎等には我如く御役に辛苦せし者なし四月までに箱根を越其とし練也所謂素人はなしに同じ右に付其職に被仰付候上は格別經濟の論いたすへからすされはとて前にも記置候通にて國家有用の修行なくてはな越九月に上京し或は三島より急に下田まで日附に參よりてはいふこと皆傍觀岡水らす大學にも治國平天下の事を教られたれば上より之御問教は其職に

七十八
漢語を遣
すへから

臨みたるときの爲不怠可心懸は經濟の事也さて職にあらざる事は口外せす其邦に居て其大夫をそしらすと申こと慎而堅く可守ことにそ同日一、わか子孫御役勤る時無余義は格別西洋語は不及申漢語にても用へからす其内別也
德川氏又は公儀をさし奉りて政府なと云こと有は以之外也其譯は奉行所も政府なればなりいにしへもつくしのみかと申候殊更に公方の御号は別而重き御ことなるにそれをさし置いていふは不敬也抑公方之御号はおほやかたとよみて御湯殿日記其外にも禁裏の御事に用ひ有夫を京都御崇敬の御代々様御用ひ被遊候と申は深き譯有こと、恐察する也武家にて公方号を稱したるは足利義滿公にはしまりたり大日本史には天下これを公方と稱としてせられ日本外史には俗これを公方と稱としるし有は勅許とはみえずされ共

御當家公方之御号はみゆるし有こと分明也足利家尊氏公はみつから征夷大將軍と稱られ義滿公よりは公方と稱られたり此御人天下に大功なしさて足利家の後海内之大亂を平玉ひしは豊臣殿下也よりて例もなき關白職に昇進させ玉ひし也其後は天下の大亂を治め万世の治平を基させ玉ひしは

東照宮にてまします也凡一天下四海に其邦國の大亂を治め謹て人臣の職に居家を尊奉したると云例なし然るに

東照宮は清和源氏にて征夷大將軍に被爲 在候故關白には不被爲 成されはとて格別の御大功あらせられたれば天下隨一之職を 命せらるへきは勿論也よりては周公か天子の禮樂郭公儀か王号に類すること有へき御事なるに幸ひに近く足利家之唱來も有は 特旨を以

公方之 御号 みゆるし有しことゝみえたり其證は關白職の御ことは上坐の 宣旨被らせられてたとへ内大臣にても太政大臣の上坐せらるゝこ

と也此こと壺内鶴翁か職原抄然るに足利家にても義滿公以來は其御嫡子迄關白之上座也され共足利家は僭上せしとも可申歟

御當家におゐては元和元季に

禁裏并公家諸法度を定られたる時の末文に

東照宮台徳院様關白と申御順也みゆるしなきに萬世の御法度書にいかてかかくは可被遊されは

公方之御号をさし置て徳川氏など申上るは以之外之不敬也今も同等より下と申也何氏といふこと不敬なる證は御老若に向ひ其御畢竟漫に漢語を遣ふ故にか同役な何氏は申上候なと云人決あなきを以しへし 畢竟漫に漢語を遣ふ故にかゝることも出来る也漢官武家の役に難引當ことをしらす大小監察など云時は小目付と申御役と聞えて下賤の御小人目付同しく聞ゆる也こゝろすへきこと也

一、韓魏公一日至諸子讀書堂見臥榻枕邊有一劍公問何用對曰夜間以備緩急公笑曰使汝果能手及賊賊死於此何以處萬一奪入賊手汝不得爲完人矣古人

青氈之説、汝不記乎、何至於此、嘗見前輩云、夜行切不可以及物自隨、吾輩安能害人、徒起惡心、非所以自重也、多識集見透篇 清乾隆中語 韓琦と云は宋朝にての人物なるに其心得かくの如し多識集にも手本にする積にて編輯之内に入たるなるへし漢土の風これ故に一概に用られぬこと多し世に書生風の人に武術せぬかと思ふ人もみゆる也いかなる故にや聖人の道には決る背くことなるへし孔門の人々を以琦は大將になりて敵の刺客に殺されむとして玉帶を遺して死をまぬかれしこと有かと覺候名臣言録が琦か教の通にすると日本にては家の潰るゝは不及申御追放位にはなるかもはかりかたしわれ留役之時扱ひ之内途中に頭を被打驚候節鼻かみ入を被取内證にて取もつら候武家の家來江戸拂か追放かに成しと覺候が年を経て詳なることは忘れ候とつら

くおもふに禽獸其外に身を守へき物を天より必與らるゝ也爪牙等は不及吐て身をかくすを人間は萬物之靈なれば指并掌を別段になし賜はり有はおもひくゝの武器を用ひ候も自由に身を守る様になり有遣ふ術を御ゆるし人智と火とを合たる火術 故に其心なきは天意に背也死に至るまで身の守り忘る其至極也

八十 上に同じ

へからず公義に御法有ヒストンなどとさてくれくも御國の風俗御法を知て武を心懸へし十二月五日

一、から人は擔石のまうけなくても平氣にて居るを賞する也日本の武士はいにしへ有か無かは定かたかれと佐野の常世かことくならてはならぬ也これらも國によりて武篇はことなること有一かと也同日

廿九追加 屋敷替

左衛門尉信濃守共に御役盛なる時に普請せし屋敷御役上り候と左衛門尉は御取上信濃守は屋敷替に暫時モ居ることとはならぬ也わか子孫万一よき御役被 仰付候とも五百石に持こらへらるゝ程に龜木鹿材に而今の屋敷位も決り大に造へからず此節井上之躰目も當られす信濃守は病死にてかくの如しまして左衛門尉か屋敷上り俄に引越井上之表をかり候節之事を不忘太郎殿鑒として決り今之屋敷も手軽く小サクするは格別いさゝかにても出張たることすへからず

卅二追加 葬式

左衛門尉相果候は、池之端大正寺川路家代々之葬地へ取置へし供立等

土着

手輕にいたし五百石之見ン當を越スへからす井上之菩提所に而貪りたる事いたし驚候計之入費也わか葬式入用を減し右に而知行所をめぐむへし當年知行所土着之御世話専有之候而知行所は引移候者も多し川路家に而も當主太郎歸府候は、野州武州知行所之内に土着すへしとおもひて考る所野州は三百五拾石に而水運宜栃木町に隣りたれば民江戸者之如く右よりいろ／＼の害も有也武州之方は質朴にして近所に遊所などなく水運も悪敷野州は米もよく出來武州は皆畑にて年貢も少しされ共百五拾石之知行に人別三百貳拾五人有て村役人共いつれも質直にして温厚也よりては取箇宜野州を差上て可相成は武州之方に而二百石も頂戴いたし彼地へ引越土着いたす方歟さて武州は米不出來所なれば平日勿論麥飯なるへし當主をして朝夕農業をいたし晦日には若キもの共と一同に成鉄炮第一次は劍術之修行をさせ學問は小學四書を極に而よませ假初にも詩哥等之類をかたく禁すへし家は天井なしに而いろりを切り其上へは火之用心をた

め壁に而天井のこときものを致へし平日暇には山野をよく歩行地之理を弁へし猪鹿等都而民の害になる禽獸を獵すへし樂みにはすへからす主人の學問日本歷代之書是も深くすへからす國學者流と混すへからす四書小學近思錄名臣言行錄通鑑綱目歴史綱鑑補之類をよみ詩文章を事とする儒を近附へからす行跡にころみ候様にすへし物を貯ルは凶年等之ため穀類第一也人を多くする様にすへし武器は鉄炮貸刀八尺位之鍵すやり也に事欠さる様に持へし珍敷刀劍其外を持へからす樂にすれば武器も玩物と流るゝ也可恐知行所之ものに親しく子のことにすへし嚴正にしてあまやかすへからす寛に過たるは酷剝をよきと申迄に而害は同じかるへし諸葛孔明か桑八万株薄田十五頃外なかりしと云も常に俗に云持出に而地キリを切て平日人を救ひし故なるへし孔明か食邑等並々なるへし夫に平日貧なりしはいかに金を遣ひしかと考みるへし家に擔石之貯なけれ共數千卷之書を持居たと申こと日本之武士ならば捨物と知へし御國之難有ことをよく弁へ日光伊勢の御神に不奉

背樣いたしその補翼に西洋學をすへし決而彼國の風俗を學ふへからす既にイキリス人太郎出立之時贖として送るに辭を以てせしに留學中日本は父母之國也其難有ことを忘るへからすと申せしにあらすや然ルに西洋に感溺しかの風俗を學ふなと云ことは西洋學之大意に背くもの也とするへし且平日は勿論綿服に下百姓之着す物裁附ク着用すへし聖人五母雞二母鼎の教も有ていかなる山家にも食物に困ることはなきをわさく異風にして人にさけすまるゝことをしらぬは可耻事也且村之仕來を慎るよく守り改革めきたることをせず質素を以教導する事と心得自然に導様にいたし且村人等か心はいかにと考候而民の所惡は惡之民の所好は好之是を民の父母と云とある聖語を朝夕心附へし江戸を持行たるを鎮主祭禮などに妻子に着せ夫を百姓奢侈を教ること有へからす正月其外にも下百姓之衣類之泥染やふれたるを着せさる位と定置へし太郎に面會之程二月廿日無覺束故に記之

又おもふは居宅廻に栗柿を薪炭に可成木を植附吉田村は蚕所に付桑勿論也

奥方はしめ蚕を取木綿はたを織習ふことゝすへし更に江戸風を不用村方風にいたしたらば買物は塩位のことなるへし酒醬油みそ等手前造なるへし此ことおし廣めてせはいくらも有へし二三年きたなき事ますき物に不構不自由を我慢したらば其内にはなるゝなるへし奇麗風流は有害と知へし疊もなしにねこたにねも平日敷置へし備後表及ひ縁附たる者決而用へからすわれ土着之人を村方之仕來を失ひ奢之風を移すを以至おそれおもふ也夫には下百姓通に不致候おは有害を生ずる也別而馬を江戸風ならす農業馬に飼立乗馬をも兼させ度事也左候は、二疋も三疋も飼候而其益多かるへし且追而は馬車大八車など地頭にて先ッ用ひ試度こと也是等のこと最初にいたし百姓之耳目を驚すへからす都而風を改俗を變ずるは漸を以し二十年之末を期すことゝおもふへし急キ候而有害を引出スこと歴史其外に甚多し乍恐 東照宮之甲州にお信玄法度之通に被遊今に三升樹に四角箸甲金等あるを奉感へし武王か紂を討れしにも政苗きによるとみえ

頼朝卿か奥州を御治被成るゝに都る秀衡か法度之通と被仰候は 東照宮も御賞し有し也かおもひ出て記すは前の雞豚を飼ふことなと所によりて決る不被行昔佐渡に病人有之雞を食さすへしと尋たるに國中に雞を食ふことを諱てなし追ふ日本書記をみしに牛馬雞猿之類を食することを禁せられしことみゆ容易に其こと令すへからず車又夫に同じかるへきか土地之風によりて勘弁すへきこと也豚雞等不食してもすむ事なれば也

一、辰二月下旬を三月に懸候る江戸之紛擾可驚 御城は御門々に歩兵壹人居候計にて御番所は障子を建寂寞たる事之由 上之御養祖母御養母に被爲當候 宮様并天障院様は田安御屋形へ御立退之被仰出は有之候由之風聞なれ共猶西丸に被爲入候由然ルに
 上は上野に御蟄居御老中は闕役百俵以上之若年寄刻限不定登 城諸役人は病氣引多く勤仕並になりし人夥故に御殿例之刻限に寂寞たる事脱アルカに空城も同前之由まして官軍此かなたいつ方迄參候と申事迄も區之咄也し

かるに太郎は留守謹吾は御軍艦に乗いつ方とも不定出帆いたし諸達事等一字も正月已來なし老翁精心は不替され共腰彌不立壹寸も不被動いたし方なし新吉郎又吉郎右貳人之産母其外は爲立退たればわか身の廻りいたすものは老妻而已也三月十一日之事也二月下旬をおもふこと有る晝飯に少々酒のみ字をしるす

述 懐

生替り死かはりて幾度も身を致なむ君の御爲に
 二荒山神もあはれとみそなはせ露の此身もつくす真心
 平臥病床既四年 七旬衰叟日潜然 君恩山岳毫難報 徒致茲身歸九天
 嗟嘆廟謀無可奈 朝昏泣血七十翁 兒孫爲國以身殉 不愧汗青盡寸忠
 慶應四年二月川路頑民齋聖謨
或は三月とも
 敬齋を頑民齋と改て
 天つ神に背もよかり蔽つみ飢し昔の人をおもへは

三百昇平忽亂離 紛々兒女萬家怨 願思志士爲君死 千古留名在此時
由也經纓死 參乎易簣終 可知常志道 何日不成功
太郎を待ことあれととても難成故におもひ決して三月十一日記之日記を
合みればわか脇に在も是と同じ

文久三年上書留書

文久三年四月より末之事記之

一、五月十一日外國奉行被仰付之御勘定奉行格に於三千俵三百兩被下之御
老中方は申上候書面之内例之通投火下書なし左之書面は七月廿二日板倉
周防守殿を以差出候處尤之書面に付御同列にも相廻し候上に
上の差上候旨被仰聞候 上の差附候も申上候此事而已に且後に殘候も
も差支無之候に付留置

表帯は上と認 川路左衛門尉とはしへ記しみの帯四半帳に仕立勿論自筆也

武徳編年集成 永祿三年

九梅カ坪廣瀬舉母ノ諸城はも一ヶ月ニ五三度ツ、御出馬有シカハ小迫
合年五十度ニ及ンテ御家人晝夜安キ心ナク傍ニ兵器馬具ヲ離サス軍ヲ常

トシテ紛骨ヲ竭スト云々

此ころは

神君御年十九に被爲成乍恐 上と御一ツ違ひ之御年に御座候然ルに一
ケ月に五三度は

御出馬被遊候趣に其節に矢玉に被爲向

御命をかけさせられ候之御勝負に御座候かく至る御年若之頃を御苦
勞被遊候故當今の太平をも被爲開候御事に御座候右を以相考候得は其
御恩之流をくみ候御旗本之面々せめては壹ケ月に槍劍等を十度二十度
は必いたし不申候之は不相成候處以前は武藝修行いたし候ものは御法
度の博奕打よりも少と取沙汰いたし候位の事に公家上臈のことく柔
弱に成果只々疊さはり宜柔倭を以立身のたよりと心得違候輩も出來非
常之御差支に相成申候慶長以來高祿を以士を御養ひ立現に諺にも旗本
八万旗と申位に御小性御書院兩組合千人と御高不同を凡五百俵ツ、

姓等など御集被遊候次第御武威を被爲張候御爲には候得共實は御旗本
の面々武のゆるみ候證とも可申候然るに異國船の一條をすてに薩長兩
藩の變事を引出西國の大名兵馬を動し候次第に成行候に付此節は御旗
本の面々晝夜武事にかゝり切と申譯に無之候之は不相成尤講武所も有
之以前之姿には無之候得共さりなから士氣之興起いたし一同相勵み候
と申場合には至り兼候に付今一際之御世話有之度依之は世の諺に上を
學ひ候下と申候事も有之候に付乍恐 上にも 神君之御苦勞を片時も
御忘不被在御自身にも御躰を御動し御汗を御流し被遊候御武藝屢被遊
候様仕度候

先年魯西亞人に面會之節運動いたし候得は長壽いたし候由物語候右は
實事と相見飯田町アメリカ人ハルリス旅館の椽類かれか試歩の跡板く
ほみ居申候勿論蘭醫にも華吃の五禽戲と申は藥を不用運動計に病を
治候事に御座候脚氣と申候病運動少美食のものに多下輩にはまれなる

に見積候得は五十万石の御出高に相成關ヶ原大阪の頃とは御家來夥相増居候處却る此節は講武所修行人第一の御警衛の如く相成其外浪人百も其一ツ歎に第一

上之御壽命御長久を奉願候間御養生の御ためをも含み申上候先達御直にも申上候通 上の御心一ツにて天下は如何様にも相成申候 上の御心は日本六十余州の根本とも曲尺とも可申候に付何卒御身を天下の根本曲尺と被思召天下に御示し 神君の御苦勞に常に御心を御盡被遊候は、三五年には柔弱に蹈候御旗本いにしへの三河士のことく相成可申義決定と奉存候 上におゐて 神君を御手本に御苦身被遊候も萬一士氣興氣いたし不申候は、私儀 上を奉欺候故を以重科に被仰付候とも露も御恨とは奉存間敷候右之通士氣引立候は、天下の大名忽御威風に靡候こと草の如く元和享保の御様子目前に立戻おのつから京師の御叡感も不斜御事と奉存候乍恐 上は御聰明に御書籍

をも被爲好候由に付前文之次第は申上候迄も無之候得共かく 神君は御苦勞被遊候と思召候迄にて御用ひ不被遊候は恐入候間何卒日々武術學文をも被遊候 神君の戰場に御臨み被遊候御辛苦に被爲替候様仕度學文と申候も書生輩とは御別段に 御代々様の御法度并御國を被爲建候基本をよく御會得被遊候ため足利家已來の義を御涉獵被遊候 公方將軍の御職務はケ様 御家之天下の御治方はケ様と詳御了解被遊候 書經論語貞觀政要之類講釋被仰付不絶御論議等被遊候は、可然哉詩歌文章之類は御無用と奉存候

四戰紀聞

此年元龜三年遠三ノ作毛實ラス御家人知行皆損ユへ甚衰困し黍稗を以上食とす

これは味方ヶ原御合戦の年に 神君御一代中の御苦戰御旗本の面々討死多を以も其御危急を奉察候義に有之黍稗を以上食とすと有之候は

御家來のことく相聞候得共乍去 神君は御平日別段の御質素殊更によ
く御儉約を被爲守御事後世其御美德を奉稱候間品に寄 神君迄も黍稗
を被召上候も難計さは不被爲在候とも必御魚飯之段勿論と奉存候其節
は御衣類其外に至り候迄極御魚末のかきり今を以考候は、實事には有
之間敷と疑惑仕候位之義に可有之歟君德數多有之候得共賢明の君に儉
約とよく諫言を用ひ候と古より和漢一轍のことくに御座候畢竟君仁な
れは臣直也と申候詞の如く君の仁德より起候義と奉存候

右は私儀元來御用立不申頑愚に最馬齡七十に近く罷成隠居にて可朽
果處被召出三千石被下置御勘定奉行格外國奉行被仰付候は上も無之御
恩にて身にあまり候とも何とも可申上様は無之候處老朽候而別御用立
不申日々恐入罷在壯年之同役共の百分一も出來不申候間せめての事とい
ろく相考候に外國の御所置は攘夷の二字に歸し其なるとならさるとは
乍恐 上の御一身よりはしまり候義と奉存候去ル七日御前は被召 御意

之次第難有甚以恐多御事なから 上の御聰明御別段に被爲在を深く奉感
戴禹王之寸陰を惜候と申ことく此節專御修行被遊候は、歴世御たくひま
れなる 明君に可被爲成且此節世上の變御治世已來無之事に而國家之存
亡天下の治亂分毫を争候砌故片時も御油断は不爲成依而は趙璧の御美質
を御琢磨被遊候は、五世界へ被爲輝万世其御叡明を奉稱候様仕度と余命
も無之老臣明日も難期候間不願恐書面に仕愚存之趣奉申上候以上

七月廿三日

亥八月十八日同役の向差出候處評議之上同廿日竹本甲斐守菊池伊豫守小笠原攝津守周
防守殿の差上候處九月廿七日に至り段々申立之趣も有之候間御役御願書差出候様同役
共可相達旨口上を以可達事と有之御書取御添に有馬遠江守殿菊池伊豫守へ御渡し右
に付定例之病氣に付御役御免願書差出す此書面は九月廿七日附に而外國奉行承附ヒシ附
いたし候向同廿九日佐
山八太郎次郎を以返上

先年私儀思召有之隠居差扣被仰付候處不存寄當五月十一日被召出御勘定
奉行格外國奉行被仰付勤候内高三千俵御役金三百兩被下置難有仕合奉存
候元來隠居被仰付百日余に而差扣御免其後病氣に付爲療用嫡孫太郎を步

行願もいたし吳候得共御沙汰之次第誠奉恐入五ヶ年之日月自己之慎に
 一步も門外は不仕候處前書之通被仰付難有奉感戴候次第中々以筆帡之可
 盡には無之依るは御取立之身分旁以別る身命を抛御奉公仕候義と決心私
 共輩には能は出來不申候得共可相成は致身之二字を曲り形にも相守候積
 之處存込は甚敷氣分相衰殊に耳遠に心之百分一も御奉公出來不仕既
 被召出候以來日數百日に及び候得共一事も出來候義は無之日々恐入罷在
 いたつらに高祿を貧候におのつから相當り候間御役御免可相願は勿論之
 處方今夷狄其外世上六ヶ敷相成候義二百有余年之間不承義實に危急存亡
 之時とも可申哉に御譜代之士に相加り居候身分にては晝夜國家之御事
 を患ひ縦令隠居に候とも致身之二字は相守り可申義まして其職被仰付居
 候上は不顧前後御奉公仕可然と之論も相立可申歟は難計候得共併家督相
 續罷在候人々と違ひ全其御用に被召出年老一毫之御用にも相立不申候
 莫太之厚祿を頂戴罷在候は貧祿罪難遁實に奉恐入候間三千石三百兩之

御切米御役金以後頂戴無之様仕度奉存候尤此節之場合に相成世を遁候様
 之義は大日本之士風に有之間敷義と奉存候に付御用有之候節は罷出候
 老耄をも不顧候而心を盡し辛苦をも不厭御奉公可仕候得共いつれにも年
 老御用にも相立不申候而高祿を頂戴罷在候は縦令上は出格之御仁惠
 を被成下候とも内心實に恐入候間右願之趣御聞届御座候様仕度左候へは
 貧祿之罪をのかれ候に付安心仕もし御用有之候節も老鷲疲狗之勞もいた
 し且江海之御洪恩に涓滴之御奉恩も却る相成可申と奉伺候を此段奉伺候
 以上

神武御陵考 草案

(原本朱書)
此みさゝきのことを宣長再ひたまかつまといふ書に書加てあやま
りをたゞしたるといふものある故に其ふみ見むとてならの近きわ
たり迄尋たるにもてるものなしこれによりて其事はしらねと古事
記傳に向ひていふことなればかくいふもあしからしと記しぬこれ
にてもあれにし故郷の文のみちの絶しを歎きて大江戸の師のもと
にてふみに事かゝす教をうけし忝きことを思ひしりぬ

寧樂の旅寐のつれ／＼に伊勢人宣長か著たる古事記傳をよみて疑へき事
を記したるうち其二十の卷に

凡此神倭伊波禮毘古天皇御年壹佰拾漆歳御陵在畝火山之北方白檮尾上

也といふ傳に日本書紀を引て明年秋九月乙卯朔丙寅葬畝傍山東北陵とあり諸陵式に畝傍山東北陵畝傍樞原宮御宇神武天皇在大和國高市郡兆域東西一町南北二町守戸五烟とみえたり此御陵今は詳ならず但綏靖天皇の御陵と申傳たるそ綏靖には坐すして此神武天皇の御陵なるへき其は山本村の西慈明寺村の南につゝきたる高き所に有て即畝火山の西北方に屬たる岡上にて正しく尾上と云へき地形なりこれは山の西北なれば書紀及び式に東北とあるに違共御陰井上御陵も正しく此山の西なるを書紀には南とある違もあれは必しも東北と有に堅く泥へきにあらず式は書紀のまゝそ擧られつらむ又此記には北方と有をやさて松下氏か前皇廟陵記に此御陵の下に可百年以來壞爲糞田民呼其田字神武田暴汚之所爲可痛哭也云々と云り大和志にも在四條村といへり是らに云は四條邨の一町許東にて畝火山より五六町も東北の方に當りて田間に僅に三四尺はかりの高さなる小丘にて松一本櫻一本生てあり誰もこれを此御陵の址と思めれと決めて是

にはあらず先地形白檣尾上と言へき所にあらず且かみつ代の御はかどもを今見奉るに有つるまゝに至もあり都而おほろけならず高く大なるにこれは更に上つ代のなこりとはみえす是はやゝ近き代にをこの者の畝火山の東北にあたりて此丘のたまゝあるをみつけてゆくりなく是と定たるなるへし

かくいひたれと古事記のこといにしへの傳へをもていにしへの實のまゝに記したること多くいにしへのさまなど考るにはたくひあらぬ文なりとはわれらかこときものしらぬ身にも粗おもひはかられて常に尊みよむなれと聊疑らくは朝廷にて書紀の如く用ひ給ひしにはあらし其あかしは和銅五年五月に古事記を奉りたるに同七年に紀朝臣清人らに詔ありて又しも國記の撰に及はれ日本書紀は舍人親王と古事記撰みて奉りたる安万侶との撰にて養老四年に奉り八年の後にて其はしめ詔有し年月は明らかならねともろくの文ともを集め糾したること多ければ古事記を奉たる

にさして後れて詔ありしにはあらしされは必古事記をよしと定玉はむに
 はかくはつかのうちに再ひ迄撰ひかえさせ玉ふへき事はまして書紀は
 續紀後紀をも撰はせ給たればこれそ 朝廷にて専用給へる書なるを古事
 記と異なること有とておほろけのよりとてわろしと云むは代々の
 天皇のみこゝろに背とやいはむ然るにかにかくにいひまけしこそ心得ね
 然而已ならず我吉野へ公の事ありて行向ひたるみちすからに代々の奉行
 の例にて神武の御陵をも拜み奉りたるに大和國にある所々のみはかと變
 りたることはあざさりしとおもひたれば奉行所をふるき日記なと取出て
 みるに大和國御陵搜索のこと元祿十年九月江戸より仰ことありて其とし
 の十一月より與力六人同心六人三手にわかれて所々へ行同十一年三月に
 御陵廻りの竹垣なり寶永八年四月に同心小頭壹人平同心壹人改にいつと
 あり大和國の御陵をこと／＼／＼にしろしたるうちに

垣三十一間廻り除地

神武帝 字塚山 奉行所を道法五里半方角未申

植村出羽守知 高市郡西條村

この知の字其頃の書牒とみえたり

垣九十九間廻り小物成場内二升引

綏靖帝 字スイセン 奉行所を道法六里方角未申

神保備前守知 高市郡慈明寺村

安寧帝より末はこゝにあつからぬ事なればしるさす

かくしるし享保十七年三月四條村の里人らか訴に京の奉行所にておきて
 の標を御陵へ建よとて渡したるよし訴たり其標には

此陵之地廻り四拾七間半之内雜人馬等猥に入間敷候掃除無油斷可申
 付候依之年貢免許之事

于二月 日

裏和州高市郡四條村

慈明寺村も同じ九拾九間とあり

其外の御陵の在す村々の里人等も同じく訴たり其ころの御陵のかたみなあり

神武御陵は末の二のかた綏靖御陵は末の二のかた也

されは神武の御陵の四條村にあるよしは後の人のさかしらにはあらず御陵も高さ壹丈七尺にてめぐりに堀のあとありて宣長か三四尺はかりなる小丘也といひしはあやしきの限なれば今のすかた見さしめたるに元祿の頃にかはりたることもなし扱そこより真南へ向ひいさゝか西へこゝろして行こと二町余にして山本村の田のうち凡貳尺余はかりの高さなる丘あり夫をも神武の御陵と里人らはたゞへて其ほとりをミサンサイといひうちめぐりたる田を神武田といふ

同じ所に同じ高さの丘一つあり夫をも神武の御陵也といふ

そこより同じ方に向ひて又行こと三町余にして畝火山の麓なれば塚山も神武田もみな畝火山の北あるは東北ともいふへき地也

末の三のしるしのかた合せみるへし

其小丘其外によりておもへは宣長かいひしは山本村に似たれとも四條村といひて畝火山の五六町東北といひしをおもへは四條村の塚山の御陵をさすかとおもはるれと大さいたくたかへり

此ことによりて四條村わたりの古きことをしるもの等を尋きかせたるに山本村二丘のうち西へよりたるには十とせあまりにもなりぬらむふるきさくら一もとありつるを穢多來りて伐取て忽に死したりこれによりてさと人ら恐れかしこみて其あとへ今の榎を植たりといひぬ宣長か三四尺といひしはさくらのさまなと合考るに山本村のかたをいひしかとも疑れたり

宣長か上つ代の御陵のなこりとはみえずなと云しはいたく誣たるか山本村にある一つの丘のみたまゝみ得て誤たるか

この丘のあまりさゝやかにてほとりは田にひらけたるをみてかしこみおもひなかくに綏靖の御陵のかたもて神武の御陵とせはよから

むとみたりに定たるかかゝるさかしらはよもあらし
かにかくに大なる誤也われ今考るに四條村にある塚山もとより神武の御
陵たること疑へからずさて神武田のわたりにある二つの丘を同じことに
いふもまたよしあることにてそは諸陵式にいふ東西一町南北二町といふ
兆域のうちならむを

大和の御陵のうちをたゞしみるに今残れるかたち諸陵式にいふより大
なるもみえ和泉の仁徳の御陵の諸陵式より遙に大なるをもても考へき也
かしこくも田にひらきて高き所のみ残たるなるへしかくいひて日本書紀
およひ今の公にて定玉へるにたかふことなく古事記にいふに大なる違ひ
もあらず地のさままた疑へからずさと人らか物語に神武田を開きたるも
のはいくほともなう子孫迄死うせて今はあとなりぬ又開殘ともいふ
へき芝はらは牛馬もかしこしとや思ふ蘭くさをもはますとなむ御陵も二
つの丘も木の枝ををりても必災ありとてさと人らはいたく恐るとなりわ

れ其ことを聞て今數千年の末にいたりてもかくいちしるしきことをかし
こくぞ思ひしりけるされとそは里人らか物語のみにてたしかなるあかし
とはなりかたけれといつれにもいにしへのふみとたかはぬ所に御陵のあ
るを詳にもせず昔より定たる綏靖の御陵をもてみたりに神武の御陵な
りとし朝廷の御書までを誣たるはかしこきのかきりならずやから人はい
にしへの國史と云ものをたとへは漢の呂氏李唐の則天のとき歴代のう
ちには加へす魏と蜀との正統をかふるなと後の世より論ふことはあれと
そはあたし世の事なれば其人のまに／＼にもせむ

から人はいにしへの帝王てふものにむかひてはその臣にはあらねと
も日のもととは萬代までもみな朝廷のみやつこなれば前にいふことく
なること有らむには其君をおろし奉るに似ていとかしこしこれらの
こと日のもとと學ひにからふみこゝろを寄用ひられぬことにや有へき
日の本の史と云は即今の朝廷の御史なるを下としてみたりにあけつろふ

は宣長かひたふるにいふきたなきからふみこゝろといふものとやいはむ
 この人うたのみちより皇國の學もあきらかなるかしこき人にてわれらか
 ことき事知らぬものにもいにしへのふみをいさゝかも讀るゝことゝなし
 たるいさほいと高ければみまかりし日は縣居の翁おきなと同しくまつるもあ
 しからしと常におもふなれと公にて明に定りたることあるをみたりに近
 き世にをこのものゆくりなく定たるへしなと文にしるして世にひろめた
 るはおのつから公をそしり奉りて

神武の御陵を傷ひて人を迷はしむるものとやいはむ夫をもあなかち
 によしとし隨はゝ公をはいつこにや置奉るへきわれ今ならの奉行と
 して大和一國の事をしれゝは其職によりていはさることを得すより
 てかくはものしぬ

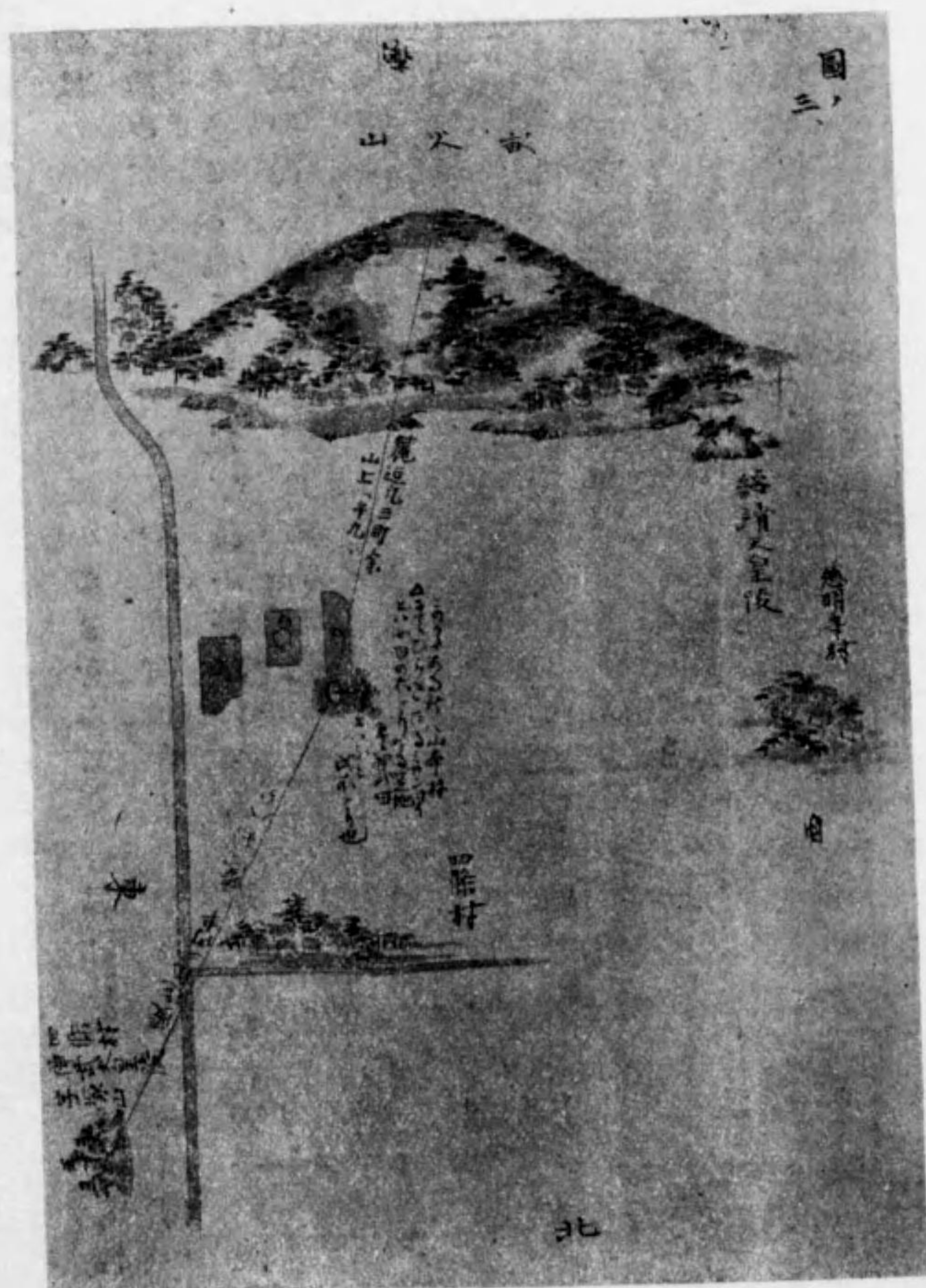
今もなほそれとさたかにしらかしのかしこき跡はよにのこりけり
 くさはますかしこむこまに露ふかき野路にも神の跡をしるかな

嘉永二年七月

左衛門尉聖謨



神武御陵考



(附紙)
夏かけ書状入

翁はかくいはれつれと玉かつまをみるにみたりに外の陵をも論して
甚敷みたりなることにていせ人實によしとおもは、古事記傳へ追加
すへきこと也これみな宣長か奸詐にて人を欺の甚敷也天子の陵など
土民の漫に定へき事にはあらぬ也

よしの行記 (日記を内書ぬき)

奈良奉行の預しることにて初瀬多武峰吉野の寺を初大和の國
南の方みめくることあり昔より花の頃行向ふことになむ有けるこ
とし三月十二日の曉奈良を出たつ此頃雨ふりつゝきて昨日までも
はれかたかりし雨雲のいそのかみ過る頃よりやゝはれたり
花よりも先うれしきは白雲の絶間にみゆるみ空成けり

三輪へ行けるにみやしろはをかみする殿はかりにてそこより三輪
山をかみ奉ることなりけりみやしろに有物は大塔宮の矢母衣と
いふものゝみなりこれもちかく熊澤了海か納たるといひ傳へて御
すかたのうつし晝はあれとそれとも定かたかりこゝにかきらす禰
宜らかいつくみやしろによきものもち傳ふるはあらて笑ふへきこ

との多きなり若宮の方は大御輪寺といふか守奉りて爰にはいさゝ
かものもあれと取にたらず佛足石にならひやせし神のみ足の跡と
いふもの板敷に有てうち廻しゞゆひたりいにしへの神杉のかれし
を古くより納置たりそれをもておもへは今たてる杉にいろ／＼の
名おほせて禰宜らかいふこといかに有らむ

けにそれとおもふしるしもみえぬ哉霞にわかぬみわの神杉

平等寺にいたる頃は雲収り八重さくら咲そめたるなと有て心もは
れ／＼と成ぬ

山のへになこり残してをちよりそ晴渡りぬる春雨の空

みよし野は散かど心せかるゝを慰てかく花の咲らむ

花みむとみよしのに行道すから折／＼まかふ峰の白雲

三輪の崎佐野のわたりといふ所を過たり定家卿の三輪の崎夕盞さ
せは村千とりさのゝわたりに聲うつるかなとよまれしはいつれな

るらむ佐野のわたりと今いふ所は近くみわたす泊瀬山より出る谷
の小川にても裾かゝけてわたるはかり也

駒とめていさ事間はむ宿もなしさのゝわたりはおほろけにして
はつ瀬にまうてゝ観音閣よりをちこちみわたすによしの初瀬とは
いへれと泊瀬こそは世にたくひあらし吉野みさらむほとに二なき
ものとは定めかたけれとこの氣しきまたあるへしやはと人／＼お
とろきぬもゝさくら散かふも八重の櫻の盛りなるもあるにくれな
おなる楓の若葉山吹と打ましりて春と秋とをこきませたることく
こかねを並へ玉をみかけるあまたの堂塔と色をあらそひ谷川峰の
けしき唐人の細やかに畫かける山人か遊へるすみかのうつし繪に
似て得もいはれすこゝにてしはしやすらひぬ此観音は常にたれこ
めてはつかに帳をかゝけをかみするももゝはかりのせを寺へおく
ることなるに其こと願ふものしはしの絶間なく富るものはこかね

七ひらを納めて帳をひらき内にいりてをかみすることになむこれ
も京難波わたりの人く先をあらそひてすと人の語るを聞つるに
けふは帳のうちにいりて我見あらたむることなれば従ふ人くも
皆行てをかみ或は紙もて観音のみ足の塵をのこひとりて懐にしあ
るは観音をなてし手もて我身の患ふる所をなてなとすることすへ
て物に狂へるかことくあなたふとこれのみもかね七ひらの價に
ては得かたしなといふさま彌陀も釋迦も小金はかり光といふいや
しき諺にいふたくひにて笑ふへきことなりきこと果て僧正のもと
に行けるかこはいぬる頃望こうて江戸へまゐりて居らす僧侶多く
出て門の前についゐて問ふ古寺なれとあれす千疊敷とか此寺のも
のなつけたる邊りまでもあらたなるたみみとりに敷なして此
寺のとめるもおしはかられ佛の教はかくもさかりに行はれけるか
と感有て一首のから歌つくりて従者のたらねは其うちに加へてめ

しくしける儒者絢に韻を次して遣したりこゝには

聖武帝光明皇后の遊されし法華經營家の御筆の縁記

東照宮の給へるといふ御扇をはしめにて尊きものも多くもろこし
人かおくりたるといふ寶のうちにまことか宋の徽宗の造られしと
いふ燈臺あり燈臺の上に鼠の下を臨みゐる姿あり油盡るほとに従
うて鼠の口より油を吐く也其さまを水にかへてともしひ皿の水や
ゝつくるやうに竹の管かけけるに水盡むとすれば鼠の口よりいく
たひも水したゝりし也こゝにてのこと果てやとりにつきて夕餉た
うへはてけるに僧の來りて歌を乞書畫帳といふものにも物記して
よといひけれと得もしらぬ人の俳諧とかいふ歌に似たるいやしけ
なるものをも記し置たればそれは絢と従者の彭成して唐歌と畫を
しるしめてわれはたにさくに

此山の花みる程そ身はさらにうきよの外の物には有ける

こは花頃泊瀬にまうてゝとはし書したり
峰の雲よ半の嵐にやゝ散て苔地の雪と成も有けり

こは泊瀬へまうてゝ花のちれるをみてと端書したり

十三日はよくはれて春のけしきみちわたりたりこたひは民のさま
をしり寺くゝに有ものみむとのことなれととにかく花に心ひかれ
けり

花よりも先國ふりはかくなりと心盡して我はみなゝむ

なかくゝにひとり淋しく花をみる人をうらやむけふの旅哉

同じ日多武峰にいたる爰も泊瀬におとらぬ寺にてふるきもの多あ
り石の燈籠に

後醍醐帝の納給ひし元徳の年の名彫たるもありまして寶としてつ
たふるものいと多く世くゝの

帝將軍家などよりをさめましけるつるき三千あまり二もゝあり其

内平二位信長公豊臣大閣

東照宮の納給ひしこれかれ五千ふりをみるうたかひもあらぬ天國
當麻國行等か造れるをはしめてみたり我このむみちなれば花にま
さりてめておもはれつゝうちかへしみて

千世経ても盛は過ぬ劔たち山櫻花ならへとそ思ふ

山寺に埋れぬれとおとろへす世をふる劔いかにかはおもふ

多武峰より細たうけといふ所をこえいも山の麓を過てよしの河を
渡り今市よりしはし行は山のかひに吉野山のふもとのさくらみゆ
峰より尾にかけて雪のことく成

ふもと路の千本の花によしの山散らぬしをみるそうれしき

みよしのゝ世にたくひなき櫻花麓路よりそおとろかれぬる

千本とは凡にいへるにてもとよりさらによみつくすへくもあらず
里人等か一目千本といひ成せる登り初むる所七まかり十町あまり

は山も谷もおしなへてみな花にてけに雲をわけ雪をふみ行ぬ多く
は散かたなれと今をさかりなるも少からず常には花もて薪となし
つへき下さまの者までもやといひのしりておとろきぬまして
いさゝか心ある人くは胡蝶に先たちてはなにくるへるかことく
にて其さま書つらぬへくもあらず

おとらしといひし泊瀬はみよしの麓の花のかけたにもなし
みよしの花をはいかて筆にのへこと葉にかくといひつくすへき

關屋のさくらといふは山登りはて平かなる所の人住るあたりに
有こはあすは散そめむといふはかりなり花の下陰五町はかり行て
藏王権現の銅の鳥井の前に此山の學頭の僧正出迎へたりそこより
藏王堂にのほりやかて實城寺といふ寺にやとりぬ此わたり花なら
ぬ所もなく庭のさくらさかりなるに十三日の月さゆるはかりに晴
たり今宵歌よみから歌つくるのみを心とせは中くこゝろなし

とやいはむ皆あくまで花みよとて昔よりのためしによりて人く
の贈りける破籠など我もものし人くにもあたへてうち興しけり

よしの山はるまたさむみ咲花に雪とさえたるよ半の月影

月花をよしの山にめてみるもみなわか君の惠也けり

吉野山おもひもかけす曇りなき月と花とを今宵みるかな

十四日朝またきに同し山なる吉水院櫻本坊にいたる吉水院は建添
ふへくもあらぬ山のかけみちの上の寺なるを南朝のおましと成し
はいとかしこし爰の寺に傳へたる

後醍醐帝の御物のうち御茶入は枴の木圓りに挽なしうちを漆にて
塗けり御硯の箱御文の臺は竹もてあやしとおもふはかりにつくり
ていとことそきたり

引かへす君のみつなの中絶てみかど傾くことのかなしき
花の根を洗ふもにくし吉野川岸くゆるまでよせし白浪

九重の花もやつれて事足らす深山の奥に春をへし哉

この山の寺くにある物いと多し右大將源頼朝公の義經の首よろ
つあまりの町の田にかへてつのもり給ふ時の下しふみ豊臣大閣のみ
つから筆とらせ給ひしあるは竹林院の弓のことしるせる文刀長刀
など數ふるにいとまあらず其内吉水院に

後醍醐帝の御物なりとて北畠准后親房卿の筆なりといひ傳ふる職
原抄二冊

禁中の年中行事一まきあり年中行事は紙にこかねを散はめみつ
きの跡いとめてたし職原抄は年中行事程にはあらねとも近き世の
ものにはあらずしてよし有け也こはいにしへのさまの世に絶なむ
ことをかなしみてかくは物して奉りけむ年中行事はこたひはしめ
てみつれとも職原抄はわか師夏かけ大人のをしへをきつる頃壺
井義智かするせし物みしにいにしへは職原抄とはいはず

後村上院の興國二年に述べられしと記し有き寺にてつたふるとはこ
となれと僧の偽傳ふるは常のことにて吉水院に有よし經の馬の蹄
のあと弁慶か力くきなと物しらぬあかたの人をも欺かたきを誠しや
かに語きかすればかならずとすへきにはあらぬなりしかはあれと
此ふみしるせる真心はうたかふへくもあらず仰おもへはいと高し
忍ふにもなほあまりあるいにしへの跡尋ねよと殘す此文

よしの山花に契て真心のふかきかをりは千世つたふらし

如意輪寺は谷の下り峰を登る事十町あまりにてかたへに寄たる所
なれば吉水院の門邊より見渡し置ことなれりあの峰に白くみゆ
るそそれなりけるとてあないする學頭のをしへければかならず行
へきを遠しとてこより見置むはころなきにいたりいさ行へし
といひけれと道けはしくしていと危しなといひていとふさま也わ
か心はふるきをたつね花をめつる人くをは此僧らはくち繩おろ

ちのことくいみきらしとをかしくおもひなからよくいひさとして
行たりいかにもけはしくはあれと多くの櫻けふをまさかりと咲折
曲りとりくたり谷川をゆく道なればひと足をうつすことにさらに
氣色をまうくることくみわたしあらたまりてあふき見し櫻の上を
しはしの間にもおろし行なと得もいはれすこの花のみも世には絶
てあるへしともおもはれすやうやうにかのてらに行みしに
後醍醐帝の御はかあり二十間もあるらむとみゆはつかの石積して
みしるしに植し杉ならし半は朽て色／＼の木枝を交たり遊行寺の
僧か奉れるといふ石の瑞籬あり常に香華奉るらむあらたなるそと
はあり塵打はらひし跡もみえたれと物さひたるみやまのうち梢
さそふ風をいにしへの御遊ひの音にかへたるさまみ奉てこのおほ
ん君の御爲には
將軍家の遠つおほん親のうからやからの命をも身をも多く捨玉ひ

し物をとそれらのことまでもおもひ合せて涙はふり落覺えす地に
ふしてをかみ奉りぬ

櫻花昔しのは、此君のみはかあたりは九重にさけ

山風に聲恨みつゝ朽のこる御はかの杉はかけさひてけり

同し寺に楠正行の物有中に世に聞へたる辭世の哥を鏤もて黒く塗
たる扉に末は細くもし横さまに彫たるかなほのこりて其ころのこ
とおもひやらるゝいとかなしわれに従ひ來れるものまでみな涙を
流しぬ

なき數にいれとも強き梓弓萬世朽ぬ名をそとむる

たくひなきよし野の花の哀にもまさる哀を殘す言の葉

子守の社に行道すから猿ひきといふさかあり壁につたふかことし
こゝの左のかたに瀧のさくら雲井の櫻と名つけたる花あり谷うち
を越てはるかにみゆ峰につもれる雪谷に横たはる雲のことし

打なひく雲かとはかりよしの山腰にめぐらす花の帯かな
春雨のはれ行跡に瀧つせの玉の數そふ山さくらはな

けぬけの塔より奥方はさくらまたしくてきさらきの半のことしけ
ぬけは大峰入する山ふし等かはしめてみきよめするところとあな
いの僧はいふ既に穢拔とかくを義經のことにいふはをこ也
なに事もかくやすくれし人の名はあらぬも添ていやまさりける
よしの山深さあさゝをさきさかぬ櫻の花の色にみせけり

吉水院に

後醍醐帝の御像あり白き所多かる御眼にて御まゆの間に御しわあ
りものおもはせ給ふみけしきいますかことく仰き奉らるゝ御像に
て御心もさことく且たけくあらせられけむとおしはかられていと
しこし

みかけ覆ふ其楠の折しよりみけしの袖にもる時雨哉

晴やらぬ天つ日かけはうき雲にてらさぬみ世を歎きます蘭

西行庵といふは雲より奥の深山なれと今猶あり近くもすむ人の有
けむ此邊の花ははつかに彼岸といふ花の一もとさけるはかりなれ
とことさらに植つるか林の如し苔の清水といふも有てけに人の住
はすまるへき所なり

とくくと世の行末の苔清水くみてかくれし谷陰の庵
山の井はよし淺くともかくれつる深き心を誰かはからむ

蜻蛉てふ野に蜻蛉か瀧とて

今は清水か瀧といふ五畿内志により改つ
二十丈はかり落る瀧あり同しわたりの大瀧といふははや瀬にて布
さらすことくにはあらねとも山なす岩ほ多くつらなる中を沸かへ
ることくよしの川の流るゝ也こゝと宮瀧といふ所は同しきまなる
に高き岩ほの上より人の飛入て水くゝり或は岩の間を飛かことく

に筏さしくたすことをなしてみする事古くよりのためしなり
ますら男か瀧の白玉手にまきて我にみせつゝをさなすさひす
瀧つ瀬の花のかをりにさと人はよしの、峰の嵐しる蘭

大瀧村にやすらひし家は宣長等かかけるものありてよし有けなり
とて従者の千文か尋ければあるしも妻もけふのやすらむ所になり
しかたしけなさを花によせて歌よみ出せりかゝるみ山の奥にも治
まれる御世の御ほんめくみにて文の道ひらけゝるよといたく驚か
れけりかへさに床の上にある料紙へ戯に名をはしるさすかく
かいつける

みよし野の里に住ぬる民なればかをりを深き言のはの花

上市といふよしの川にそひたる里のやとりにつきけるに吉野山の
僧の來りて従者につきて歌を乞花のをしたるなとくれたり其山の
花見てのことなれば望にまかするはいと安けれとけふははたと山

との氣しきにひかれておもはずも多くあゆみていたくつかれたり
奈良に歸りてよりおくらむけふはゆるせされはとてわさく來問
ひけるものをとて取あへす一首の歌よみて花をくれたる返しに料
紙箱にをさめて携來りつるに尺添遣したり

みよしの、花に心をうはゝれて何といひてん言の葉もなし

十五日に所々みめくるうち橋寺にむかし上宮太子の田はたのこと
くはしめておきて給ふときの畝割塚といふものをみてかくものを
は萬代ふとも違ふことあらしと尊みて大さをはかり試たり

のこし置跡を尋ねて彌ふかき昔の人の心をそくむ

かくまでの君にありつゝえみしらかをしへにはなと迷ひましけむ
同じほとりの寺にて見改ることはて、後住僧の乞けるは先代の僧
とし老て此てらに住ぬこのみて野詩をつくりぬ奉りたしといひけ
るを野酒と聞て少しくこらしさまに其ことをとめつるにいな詩

にて候ものをといふ故にそはくるしからしとて出さしめて其韻を和し且から歌とさけとを聞たかへしことをもから歌につくりて其夜さりのやとりよりおくらむとせしか故ありて止にけり

直ならぬ心しあらはから哥も酒もかはらぬ同じ道かな

ふかく身を沈むる淵は酒よりもあしきに流す文にそ有蘭

同じ十六日雨ふる今井町のやとりよりうねひ山の麓を過て天のかく山耳なしの山をちかくみわたし糸寺にゆく道すからの田面にいにしへのよしある墓かとおもふ森多くみゆ

神武帝の御陵懿徳帝のみさゝきもそこにありけり

神武帝の御陵ははつかに瑞籬ありこは難波の市人か造りて奉りけりといふなり心有は市人もかゝること成すよそにみ過るいとほつかし

懿徳帝の御陵は牛馬のひき通る事をとむるよしのおきて文たて

たるのみにて道そひなれば賤らかみたりに行通ふかふみ分小みちかとおもふ跡も見えたり

御さゝきはかゝるさまなるにをかみ奉る例にはあらて糸寺といふはもとより登るにもたゝぬるに行向ふことなるはいかなることにか有けむなとおひつゝけけり

うねひ山常盤かきはに陰ふかみけふりとたてる春雨の雲

万代の友と親しく打向ふうねひ耳なし天のかく山

年を経し梢もなくか春雨に打しめりたるみさゝきの松

落にきの其いにしへをなし初てきたす名残すくめの山人

こたひ大和の國めぐりみるにいつくの里もゆたかにて女は皆髪とりあけ若きか粧せぬはなし多くつとへる中にはいつくもふたりみたりやひなるか有とて江戸より來たる人くゝのいひあへり

いにしへの都のにしきをとめらか花の姿に猶のこるらし

みつ穂てふ其みなもとの國なれはいつくの里も茂る民くさ

同じ日未の半過るころならに歸りけりはつかにいつかはかりの旅
なれとわか宿いとめつらしくみなうちよりて物語するに故郷の母
にはやみとせ逢參らせぬを待給ふもことわりやあなかなしとてい
もとふたり袖ぬらしけり

川路家藏書翰集

一 脇坂安董寺社奉行書翰

「川路聖謨宛」

天保五年十二月三日

書取

彌吉

金八一件伺へ通承知候様越前守殿以孫之丞被仰聞之河内守は勿論自分に
於ても同事難有安心いたし候下總守へ委細申談安意被致候様聞置定而承
知と存候一躰下野守殿水戸殿御家來呼出之方へ御存意有之儀強而被仰聞
候には無之と被仰毎日々孫之丞も持出し候へ共不相決由右ゆへ御同人
は自分へ御存意承之元來右一件越前守殿へ斟酌不致及吟味候様に被仰聞
之素水府へ御家風三奉行も取扱方には是迄困り居候間此度は幸と同役之懸
り是に而奉行所へ威嚴相立不申候は兩奉行は猶更以後取扱に差困り候

義自分に於ても懸り同事其意味急度差心得河内守に及示談候處如斯之手續に到り申サハ按外之御答振と存候位之義右ゆへ素意を翻し厚思弁いたし公儀之御答通り御家來を召行候御問合之上御答被成候上は御家來不呼出的當之答被仰付候上は則公儀之吟味に相答候も同事其上御三家方御家來之御答を奉行へ御問合奉行之存意通り御取計被成度旨は奉行所之威嚴相立□も只今之姿に御家來不呼出御存意通河内守に御答之上御手限に御答被成候へは還事穩に以後之例にも相成可然と申上候處御同人にも御會得有之候容子果して間もなく伺之通と御下知有之候へキ相互に難有安心之義に候間今朝之取扱振内々申聞度如斯に候猶不日可申候平藏へも可被申傳候也

十二月三日

二 同 前

天保六年七月四日

示談可致候へとも吟味之申口計は其席に申立之取捨に趣意違大切之事夫故昨日來此之もの熟覽去年三月中周防守殿の曾我豊後守の糺之上御内慮伺濟河野瀬兵衛引渡之一條御同人の伺候□□伺之通御差圖有之一躰不容易御内慮伺もの速之御差圖殊に瀬兵衛も引渡後死罪に行候旨右等もと得御弁別有之て御同人内密仙石道之助家政不正之件々風聞を以て下總守の内談被致候處御弁へ無之旨御挨拶有之候由此之御答振瀬兵衛御内慮伺之書面は昨日退出後河内守家來に申遣し一覽初相弁へ重々不審且は御同人之御答方疑念難晴明日追を後御尋等有之御差圖方手間取候て決句安心に龜爾に伺之通と被仰聞候趣旨に相成候は河内守吟味取懸り取扱方之心得急度無之は大に差支重々苦念に存候斯申聞候は伺□存意有之様に被聞取候は愚意に反して我子に求て友鷺及吟味候は寺法を取懸り奥義は家政の互り仙石左京等問合候もの共いかか手廣に相成候共呼出吟味詰諸家之家中不届之もの共夫々御仕置被仰付候様に無之は幼年

家督間之内分にて大小は有之候共之聞へ有之事に中々手細く寺法限之吟味を好候趣意に更に無之此處は我子之心底打拂ひ申聞候事に候扱左京等呼出之方素了簡之入候事申迄も無之依之今日引取かけ一寸自宅へ立寄可申外に内分咄度事も有之候尤下總守には斯内分申遣候事口外は被致間敷候今曉は少々中暑故哉頭痛氣にて欠席先刻之怡和に之いかにも安心不致申述候也

七月四日

三 同 前

天保六年閏七月廿九日

彌 吉 〇

友鷺一件伺之通御差圖立之上之取扱方尋常之吟味ものと違不容易吟味に付懸念之まゝ取申談候處不假初事故河内守にも申談相答可被申旨尤に承之候其後猶又勘考候に此度之友鷺一件は世上専風聞いたし此節猶更仙石

家異變事様々申觸候義然處万一同役惣懸り等之吟味に被 仰出候上は猶更事仰山に相成彌世評甚敷可相成愚意に於ては其段恐入尤不好其内實事仰山之義に候は、益事を手輕に初發之取扱度懸り一人已爲吟味友鷺申口に寄自然惣懸り之場合之至候は、異論無之其節申上之惣懸にて及吟味相當に候初發之惣懸りにて及吟味候は、世評申觸に泥み手重に取扱候姿にも似寄愚意に於ては常州之吟味ものに取扱度素普化宗之宗掟を申立請取及吟味候友鷺に候へは百門宗意惑亂吟味諸國數人之人氣に相拘り候より仙石家限之事に之敢て可恐取扱ものとは不存唯々 公儀御大法通取治さへいたし候へは宜敷事に之第一初發之事を仰山に取扱候は 御威光も輕々敷奉行所威嚴も薄と勘考候間御下知未前に此之由申談度候へとも折惡敷忌中引込罷在都之不任心底候明朝登 城之上此之愚意之趣下總守に密々被申談候様いたし度又同人存意も定之可有之左候へは承知いたし度候也

壬七月廿九日

四 同 前

天保六年八月十二日

書取

彌吉

友鷺一件河内守懸りの義に付越前守殿自分河内守に被仰聞候旨趣同人に申上之書面被取調候事と存候私ならざる了簡もの随分入念後評無之至當之申上に無之候は不相成尤前時不取敢自分存意之件々御殿に於て河内守に無腹藏申聞置候へとも猶退出之上厚勘考候は清右衛門を以て申聞候間同人と得存志被承遠慮を被廻被入念書面被取調候様に有之度河内守近親之外家々へは心係無之候へとも吉田の續柄ゆへ聊懸心頭此處如才もあるましく候へとも分る書取申聞候次郎助にも此之由可被申聞候也

八月十二日

五 同 前

天保六年十月廿二日

昨日取調之書面今朝初る越前守殿へ直達いたし候處都合宜敷安意其節一坐懸りの差支有無御尋候間御尋書御答申上候後勘弁候可申上一坐懸りは容意に差支無之とは難申と得勘考不致候は御答難申上と申上之いつれ拙者之承知無之は一坐懸り御聞濟無之趣被仰聞候間内心安心ゆへ此上之心得方且は此之後之含方一寸此段申聞置候次郎助善太郎にも此之旨可被申聞置候也

十月廿二日

彌吉

密用直披

六 同 前

天保六年十一月四日

彌吉殿

新八郎殿

中務大輔

越前守殿不參に付差向候義加賀守殿は昨日之取調直達いたし候明日は再々御尋御差圖可有之と存候扱中伺之節口上書印判取之候義は聊御同人被仰聞候趣も有之すらくと可相濟御模様は無之候猶其中面談に委細可申聞候直書之秘密一書是は至極御都合と内々安意且昨日越前守殿御直に被仰聞候御書取を以て被仰聞候廣大之御密旨土岐豊前殿及内話候處同人は更に不被心得素左様之次第に相成候は最初之御趣意に反し如何成御存意哉とちと不審之模様被申聞之推察候は越前守殿一己之存附にも有之間敷候へとも内實は天上出候義には決無之全御同列方之内評位を我等に被尋候位之事と今日に至り察入候先昨日來此之義には深く心配且は當惑いたし候處少々胸をはらし候に付極密其元迄申聞候間詰合に候は、次郎助善太郎へも内々被申傳候様にと存候也

十一月四日

彌吉

極密直披

七同前

書取

彌吉

友鷺一件昨日一同評議相決既明五日越前守殿は河内守を伺候積に候右に付其後伺之通御差圖有之吟味取扱方御老中方御内許之御趣意をと得相心得不申候而白洲は出席吟味取懸り申立に任せ及糺候は、其見込いか様に成行可申哉今頻に懸念に存候其元には如何被心得候哉河内守にも未不案内多分其元は奉りも可被申伺哉と存候へは相談は我等にも無腹藏(以下)

八 同 前

書取

彌吉に

前刻は御太義に候豊後守又兵衛にもと得及直談兩人共能會得いたし多分評議書も存意通り取調と存候安意いたし候扱加賀守殿以田中吉藏榊原主計頭伺無宿重吉御仕置書御下ケ外に御定書被附候例書一通御書扱可被下自分豊後守了簡いたし申上候様被仰聞之御下ケ之書もの類いまた一覽は不致豊後守持歸之同所に下調いたし自分の相廻し候積に談合有之候其中又兵衛も其元の内談可有之と存候間心得に一寸申聞置候右は先達も一坐評議之節豊後守の内談有之自分存意申遣置候一件幼年もの非人手下の申付候一件に候也

正月廿二日

九 同 前

彌吉に申聞候

書取

炭薪一件評議書之出來大炊頭の内談に付差越候書類披見兩奉行申上之旨趣打碎キ三策迄被取調候義は感賞いたし候夫々と得熟覽候之處元來不案内之義ゆへ其可否決斷難致候得共猶厚勘弁候處其中○□印は評議之力も有之道理分明に候得共支配相替又者内濟承届候仕來相改メ殊に賣買筋に候間道理は宜候共後々不計故障生間敷にも無之其義千万懸念且町奉行にも逆も承服無覺束左候は御府内重モ之取扱に候へは此懸念幾重にも難止依る△印の方は其邊之嫌ひも少内輪之評議に候得は還る後々之障碍も不少歟併夫丈ケ評議厚盡し候取調に無之素三策何れも不能愚意此上大炊頭厚勘弁之上一同にと得相談被致各存をも承り猶又談判之様いたし度候也

正月廿八日

一〇 同 前

炭薪一件此間申聞取調候書面自書にて相認龍之助へ及内話候處同人に於ても兩奉行之異存ゆへ一坐之吟味取扱候義飽まで心得居候乍去書取に而一坐之吟味糺方等能々吞込候と相見成程々々と書取扱見中差支に會得いたし候心底に而挨拶申聞之扱〇印伊賀守に御下ケ候も中々承服不仕又自分へ申談候様被仰聞候も決而熟談には不至一坐之吟味差支兩様之中とは乍申いつれとも差當り了簡に不能困り候義一坐を意向加賀守殿に差支之件々申上候へは定而御同人を御沙汰可有之此上は同役之方にて吟味いたし候もの歟と申て先夫切りに而談合も不致書取は持歸候尤其日伊賀守隼人正を委細一坐之差支申上て此上御勘弁相願候と加賀守殿へ以龍之助申上候旨昨日も何等之御沙汰無之今日は紅葉山正迂 宮御供養にて登

城不致近々御沙汰可有之多分同役限り之吟味に御下ケ歟と被察候龍之助も殊之外困り居候様子に相見へ候いかゝと可被存内々心得迄に申聞置候也

九月三日

一一 同 前

書取

善貞一件猶又豊後守の内談差越之先入主と相成身分之振候義不承引と相聞候例書も一覽勘弁候處元來善貞義是迄度々之吟味其上及出訴候其相手之ものと口論及打擲候義は身分と申不並事にていつれに身分振候御仕置相當と存候何ぞ此上似寄之例等にも可有之哉譬は身分之ものに而度々吟味等に相成相當之御仕置より度々之譯に而重過候歟又は及出訴相手之ものと及口論右に而御仕置重り候兩例之内は有之間敷哉斯隼人正申談再

内談差越候上は了簡のみにて申立候而は筆戰と相成手薄に存候併外に心附も候は、無腹藏承度候也

三月廿二日

一二 同 前

芝一件此節之風聞承置度尤家來之ものへも申伺候へとも猶兩町奉行の申談度存候間書面被取調晚方迄に可被差越候明朝兩奉行へ可申談存候且昨夜は深更迄御太義に候也

一三 同 前

昨日井上新右衛門相越心願之義猶又直に置願いたし此之砌山岡五郎作壹人之取扱にて調取立候旨申聞候則昨朝同人の厚申談候之處是迄に無之懸

心頭承知いたし候間先模様可然哉にも推察候極内は松平伊勢守 御用召にて明日は當着其跡五郎作相願自分にも兼而頼之議も有之丁度都合宜敷處の落合候に付^{不明}厚く相合取扱候事と存候間新右衛門の明日中にも五郎作方の相越昨日自分も同人事相頼能々相合候趣申聞之自分に於ても大慶忝存之段新右衛門の申聞候間猶五郎作方の罷出禮申述此上精々相願候様申聞候旨草々被申通候様にいたし度候家來へも申聞かね極密其元迄申聞候一覽後火中頼入候也

五月十三日

一四 同 前

昨日厚及内談候直書進達今朝豊前殿のと得自分淵底打明ヶ御密談書面相達候處至極之機會と相見へ能々吞込請承明日迄書面預否答有之直納に候右御取計一條之外にも密談有之不差急事明日直談に可申聞右直書進達は

我等にも甚心配いたし候處吳々都合宜敷尤明日之答次第には候へとも先今日之處に於ては至る尤と承服之趣に候其元始格別右之書面には心を被用厚被申談候義安意之爲此事のみ一寸申聞候也

十月十一日

吳々直談之上之様子至る宜敷我等に於ても此間中之配意を相散し安喜いたし候返々安堵被致候様存候也

一五 大久保忠真^老書翰川路聖謨宛 天保六年九月十日

札差一件一座別紙之通評議差出し内見に進候存慮も候は、其廉々大意可被申越候様に存候
一先日不參中は毎々御心切之一封書深雀躍模様は附可申と合居尙御面話と申殘し候也

九月十日

加 賀

川 路 殿 々

一六 同 前 天保六年九月廿一日

未九月廿日

四通壹冊添

三 左 殿 々

加 賀

此間も色々心附之儀雀躍幾三郎より内密書之四通至密入内覽候漏泄候は尤不可然候外に張訴一冊有之札差例之含之事又知行取り之者之救方等色々認有之末には猶更種々認候三左殿名前も有之別々面白く被見候事と存候中にはよく認候廉も相見候先日之矢張り類と被存候

九月廿一日

尙々即答には必々不及候也

一七 同 前 天保六年十月四日

江川之内存書入内覽候東海道筋風聞書返却候外に跡部より先達内々差越候錢相場之内調一袋是は先入内見候存慮次第奉行吟味役へ内評に下候様にも可致候

一大判之事矢部更に手に不懸候早々と申存意尋に下ケ置候

十月四日夜認置

本書差急候には無之候事

三 左 殿

加 賀

一八 同 前 天保六年十月七日

此間之富安上^{書カ}畫及魚相添被戻落手候一寸半迄見候迄に候相馬之藩草野なるものは兼々此度も參るものには是は頗ル者で兼々領中之處宜も宜候間御^平拔もいたし度先達明樂へ申聞近邊之御代官内探り手被懸置候草野は主君之取り立方藩中領内之治方難及事共候
一又此日富安より米穀之儀申出候に付舊書に添入一覽候也

十月七日

加 賀

三 左 殿

一九 同 前 天保七年七月七日

豊後御代官庄九郎跡之文次郎増地場所替之伺出候人撰之處は宜候へとも小高且はあまり手數も無之殊に間も無之百俵御加増布衣に可被仰付筋に

付俄に結構過候とも可申依之肥後へ申聞先日庄九郎之節伺候者

竹尾清右衛門

小野朝右衛門

寺西藏太

嶋田八五郎

此四人に候上之三人は直に郡代布衣可被 仰付積に候候よし此度は庄九郎通りにいたし候間伺心相違之旨候筆末八五郎に候は、増地場所替に候も宜候旨飛驒守より答候よし候左候は、清右衛門被 仰付候は、□□又折ケ不進候も可相成歟之心障りも生候か小野寺西は強而望も無之嶋田は平田よりは年數に付穩なる方にも可有之しかし五十歩之論と見候得は伺通り平岡も人撰之處に可然か清右衛門之處内心不分候に付もし又引込候は兩度共同を不用被 仰付引候は不穩爲念右等御自分存慮

も承り度候事

一先日之圖二枚は致返廻候竹嶋は是迄二三枚見候へとも書入委敷は御差越之圖に可よく相分辱候先要事のみ申入候事

星夕

故よろ妓

三 左 殿

二〇 同 前

天保七年八月八日

申八月八日加賀守殿御直書即刻御受上ル

覺

寛政度藏宿改正之帳面扱々感伏之事至り盡せり間然可致廉無之とも可申此先蹤を以しらへ候は、大概は可相整候只當今之世態人情等克々添削候可被行姿に相見候可得力候御用多之中氣之毒に候へとも一ツ御家へ札

差共其外へ達し亦尙取調見可被申候

但先此度之所置後之故障に不成様にいたし度ものゝ手を被見透候かと懸念之事候

一錢兩□扱々少々文字有計無程同物と可相化候□□此間之嵐汐風に而錆候て申譯は此ちうく入耳候様之事よくそ心附被吳雀躍候都下之人心請方以之外と被存候扱々恐入候 御威徳にも拘り候事三左衛門限りに而濟し候而人心解候は、幸甚たるへく哉吾何も返回候尙於□席可承候事

八月八日

尙以毎々被懸心頭萬機補助被吳拵此事候也

二一 同 前

代舌

一寛政元酉年札差共取締之趣意を以取調有之度

一跡は古キ例に不拘潰株に成候而は可差支か如何

一御貸附金は札差一同より年賦上納之達は有間敷哉又は口々證文分り候廉は町奉行に而取立候か或は町年寄に引請□□之道も可有之か

一武家相對借用は潰株に成り候は、更に弃捐にも成可然か又は新古半金とか寛政度之割合に而一同之札差へ武家相對次第先を定め取極り候ものか

但初筆之方に候は、武家より預金は□り又は之方に候は、相對次第之事か

一跡潰株之方に候共是は二重御咎に必相當り候とも難申か
如此姿にも致度様に候得共一躰之御政事不穩正路と難申俗に申思ひ附に可評哉多くの人心にも拘り候間一向直に一座へ下ケ凡寛政度之趣意を押し立正敷嚴なる方に評議可有之と口上添候方に可有之か最初より配慮被致候事尙傍議之心に而存慮被申候様にと存候事

七月晦日

尙以先日之書面共見合可相成と添る進候昨日飛州より評議書差出候
此間之本書之趣に於候也

二二 同 前

天保七年八月二十日

三 左 殿

加 賀

兼而之しらへ被差越致落掌候此間内密被心附候札差共より肆中へ救方米
之一件昨日町奉行以彌三郎差出候同人も是は有心には無之候へとも此節
からちと申差出候通見候處三千程之米も安く拂段々折返し幾度も買あは
拂にいたしつまり二千兩余残り候しらへに相見候先ッ留置候只いつ迄も
留置もいたし難く即今一層米も百廿兩を越し申奉行思はくも如何可有之
哉容易に評議下ケ候は、此折から救には可相成筋に付否とは難申乍去此

間噺之趣有之又一ッには是へ稽延いたし置候は、札差共尙更後之處を突
留候様にも可存かいつれにも先を被取候姿に在之尙勘考被致大意被申越
候様にと存候夫迄は不參申先手元へ留置申候一寸此儀申試度候事

八月廿日

二三 同 前

天保七年十一月廿五日

口 伸

昨日一寸相噺候御不足之凡しらへ書付内覽進候杉原内探之書面是亦入内
見候當人は何も心障不相聞候隠居不取締には相聞候是はいたし方も可有
之かに候

一岡田^{本カ}忠次郎事老年故縣令にもいたし兼直に吟味役も何程か一旦は役附
ケ度何を申も年老に付早く引出度事候考被見候様にと存候事

十一月廿五日

二四 同 前

天保六・七年頃九月晦日

三 左 殿

加 賀

昨日之掛り分先日も御申越尙別紙も委曲事分よく本懸番之處に而詰り可然其合を以調可申寺社奉行之弊佐念之書昨日啻合候間返却候事但不及返書候

九月晦

二五 同 前

天保六・七年頃十月二十日

三 左 殿

加 賀

油之儀に付縷々筒井より存慮書取差出し入内覽候且御普請役之名前積帳は返却候

一川々目論見より一洗之儀大躰之處此間達置候委細田口へも啻置候先是に而可相濟と存居候もし届兼可申哉之様子に候は、先日被書取候趣之又別達可致候乍序申進置候也

十月廿日

二六 同 前

天保六・七年頃十月廿三日

三 左 殿

加 賀

油之儀に付此間之書付に添候別番とて廿二日伊賀差出し候此延賣買宿願之筋を取用之腹より此間之一書も生候かいつれに添可申二冊に付入一覽候

一金銀座風説之答書も同日に差出し半通見候無事之方に申譯のみ多く候哉尤中には疑察之箇條も有之には無相違候詰り上納金之筋良策たるべく哉に候

一越高田米之事石河の内談いたし置候不遠内何とか挨拶可有之候右等乍序申述候也

十月廿三日

二七 同 前

天保六七年頃十一月八日

三 左 殿

加 賀 守

此間捨かゝみ甚兵衛一件之一冊致一覽候間返却候外に油之格に此節米買廻し方之願先年拙か祈願所屋敷中に在之是へ久しく居候出家人事に係り候世話癖有之此者より差出し候彼延商之筋に候内覽候亦拙より戻し候は

夫を以奉行所之悪力を含み可願立哉に掛念候是は突離し方いたし候は夫迄に付紛冗中と察候へとも一寸入内見置候

一例之富安支配へ米穀之存意書差出候身分之儀に無之筋に付留置封之儘支配五右衛門より此間出候一向に公なる筋に御勘定奉行へ下ケ候も可然かと存候右之方後患も無之かに付

十一月八日夜認置

尙々落掌のみに必不及請候也

二八 同 前

天保六七年頃十二月十三日

三 左 殿

加 賀

昨日一寸相噺候書面差進候江川より之書付は致返却候事

十二月十三日

川路家藏書翰集 (大久保忠真)

二九 同 前 天保八年二月十三日

戊四月六日加賀守殿家來岡田左太夫々届來る 公病死後也

三 左 殿 々

加 賀

別封致返却候其外數通は封候而致火中候御放念有之度候格別に骨折右御
精力に而拙相勤候如實雀躍難謝候不盡

二月十三日

加 賀 守

三 左 殿 々

大久保加賀守殿遺書手續は用人岡田左太夫々文通にてしるへし

三〇 同 前

彌 吉 殿 々

加 賀 守

御取箇方組頭明跡は今日帳面方之組頭道中方掛渡邊三郎助を書出候尤吟
味役へも談候旨口上添候先請取置候八三郎は何故除候哉直に尋度候へと
ももし差支生候而も如何と扣置候三郎助も至而手堅御取箇方一ツ取締も
可相成ものと申候いまた肥後守も渡不申三八郎は外へ廻しも可致哉三郎
助之跡へ可致舎に候哉ちと含とは違候三郎助随分一洗可相成力有之哉彼
是之處御自分内存も承り度一寸一封密に申入候也

四月廿七日

尙々明朝は早く退朝後に而は手筈不宜於 庭之談も嫌疑有之旁之事
必々御越には不及趣意簡易に書取被越候様にと存候事

三一 同 前

覺

加賀

御無異珍重存候明日は押出出勤之合に在之候色々候へとも追々之事と存候此張訴は今夕見出し手元に出し候例御代官などの事如此手代共迄之善悪を評し張候人にも候可取用筋には無之候得共自然一端之心扣之儀も有之御自分などの事評し申候間内見に進候一覽之上可被戻候彼とは種々説を醸候には困たる人心にも候也

五月十九日

三二 同 前

覺

昨日は新貨一袋致落手候札差惣取締方之積帳二様言契之通進申候御用繁之中ゆるりと手順を附可被見候 仰出方之大意案文等御家人に之達書も

東事態十分に立艸有之度候事

中秋四日

三三 同 前

覺

後藤身分之義尙又申聞候庄三郎家相續之筋には無之段乍并居虚華之文躰振りには不相当と存候尙今一應勘弁申立候様にも可達哉被考候様いたし度候

但是は後刻登 城之節迄に一應承度候

一八州廻に付左衛門手に探候書付類可被致一覽候明日被返不苦候

一長崎之書付類熟覽有之此度取締之廉に凡手元へは目當を付置度候了簡

之程逐可申聞候

十三日

三四 同 前

過刻於 廷言契之一通差進候尤相氏計に於は不宜候間三兵衛なるものも
一通爲書拔候事要用而已不乙

十四日

三五 同 前

覺

只今は昨日之了簡書扱々毎事思慮格別に存候此間肆中施之者共有之奉行
より稱方伺も出候其類に取直之扱方之存慮と申姿に候何分昨日申候通り
只加へ置も此節之時勢奉行始疑惑を可生かと被存候一件書類御越幸に付
封進候大判一件も即封中に有之候尙札差施米一件は書面に於再考もらし
可被申越候扱々米價には困り入候也

二十一日

三六 同 前

覺

別紙一躰之處如何被見込候哉幾三郎忠次郎も存寄申聞候此上取扱方勘弁
被申聞候様存候事

三七 眞田幸貫

松代藩主書翰〔川路聖謨宛〕弘化三年十一月廿八日

其後は御無音打過キ彌御堅固之段奉賀候風土も違ひ申候處時候等の御障
りも無之候や承度山川なと何と申候も土地柄と申古意を存候義と存候
得は珍しき事古器なとも御手に入り申候や御出立前御老母御分袂御察し
申候義それ迄御好にも無之御酒宴なとに御孝道被盡候御物語共今に存
出し如何やとその後御所勞も無之候や是また願申度小予事も八ヶ年に於

弊邑へ罷越種々家政等文武世話大砲鑄立試打などもさせ極月に掛り候處
寸暇も無之候乍去余程老境に而以前の如くに參兼申尤加養仕候故不快
等もまつ無之候御案事被下間敷候歸國の節はかねの心願に而日光
御宮へも參詣少々近邊見物それる玉村へ出舊領の邊順路に而眞田村など
祖先の墓所など之參詣地藏峠と申候淺間裏通歸邑致し候珍らしき場舊
縁のものなど多く出申候而余り大名などの通行無之處ゆへに見物など出
迷惑仕候爰に極密御物語仕候事は薩易世子急に出立琉球の一書フランス
蚕食の勢ひ追々危急の様子來年などは其極にも可至やに而薩易の勇士
も何分本土を捨琉球計りを助候場にも致不申唐土のかたは日本へ通商屬
し候事は兼而秘し在候間日本人の顔出しも不相成よし琉球に城築出來候
は、それる日本へ手を延し申譯とみえ候兼而の浦賀邊の義もとかくに十
分に無之様子實に心配の次第伊達遠江守事外様に而候得共ことの外この
義を恐被申種々阿部閣老へも被申候様子ながら格別の被仰出も只今に

無之心配申候小子も出立前少し愚意認メ阿部へ指出し申候のみ其後尋ね
も無之何分にも無據時勢とはみえ申候隔地に候得共御同志の向キは御文
通大かた委曲に御承知とは存候鬱悶の余申述候御覽の上御火中可被下候
何ことも勿々御安否承度如此に御座候早々頓首

十一月廿八日

眞田 信濃守

川路左衛門尉様

猶々時氣能々御厭專一存上候猶その中余事萬々可申上候水府の義も
種々周旋申候處いかにも第一水戸家中三分に相成異説共申散し候人
情に而あれに而は大砲等御全備に而も衆和の場に參りかね申候紀尾
とも家中不伏または御幼若かた々實に御大切の義と存上候家臣修
理も弊邑に罷在候而無難種々心配少しは和之一字も出來候方ながら
時々申争ひなど生し申候乍去能乍不及心得居申候間御安心可被下

候豊前の着述の跋も出来修理の草案に同方へみせに遣し申候この
義も烏渡御物語仕置候也
御獨覽可被下候

三八 同 前

弘化四年七月四日

十一日之御答

六月廿二日貴書七月四日相届拜見兎角暑中冷風殘暑之今日迄も同様陰
雲不絶少々日出候もまた細雨と申様子此上如何可在之か先以御安寧之
段重疊至極奉賀候然は唐櫃之義に付云々御圖面何も可然様被仰付可被下
候金物落失之由遺憾之至に御座候且は兼願置キ候古經文御見出之由に
外に古文書とも被下候由扱々書體と申感荷之通乍去被下候は痛入奉
存候若御買上之品にも候は、被仰下候様仕度猶御見當り之節は可被仰下
由何分御知せ被下様仕度奉存候

一 佐啓之事云々御教示被下深忝次第もと非常之者之罷出候様とも此節
大地震後と申萬事窮迫之勝手に在之候得共如仰召遣度と種々骨折心配
申候事は只今の事には無之候が尋常之人物に無之候間衆人伏し兼候而
遂に不満之場にも至り残念之事如此申候ももと小子不行届不徳之しか
らしむる處なれともはや隠居之含みに付は政務筋も大かたは家老
共に任し孫伊豆守へ其中譲り申度含みに付は別跡々の處必らず其
非常の者をも如何相成へきやを被案事此節願か申次第共にまつ任せ天
下之首器ともならは大慶の事と内心には存候間その意にも任せ追而機
會あらはもとの如く召遣申日も可在之誠に惜むへき事に候得共如此も
のはた、一家之寶器には無之天下之寶器にもならは重疊の事と存候考
に在之其性質之事は只今初メ候事にも無之候得共何分一統に感服の
もの無之には誠當惑申候猶追々御相談申上候事も可在之候
一 御簾中様御逝去誠奉絶言語候義衆人みな御誕生等被爲在候様にと祈候

處如此御次第恐入申候義何分只今御子孫様御手薄之義何かと相考申候と心痛至極に御座候何ことも其中萬々可申上候こゝに無伏藏左に相認申候事は此度段々御配慮に而甲冑も追々出來申候事雀躍之至りに御座候に付何か御禮之印迄に呈進仕度處考も無之候處實家に而相應に刀劔等打候もの之候もとは白川之節を打覺へ此節江戸へ出居相應に相成申候右に刀なりとも申付指上度哉とは相考申候得共御好之格好も可在之同しくは思召之様に申付呈進仕候間蒙仰度乍去外に何か御好之義も可在之か如此義は並方へ申遣候而は返而如何にも存候人も可在之か貴所にはもとを御懇意に而小子之心中も御存知に付何ことも不包申上候間必らず思召之處を被仰下候様仕度此段も貴答旁此度申上候早々不宣

七月四日夕

尙々時候御厭專一奉存候御別紙被仰下候而は小子も外を密承申候が右等の義三四枚に認メ去年の詰大名之名前など誰はいつ今詰メ申候

など認メ在之候様子一向にも虚作之ものとも不見候處先此中年寄衆を御目付等内沙汰も在之共吟味の様子と申事も承申候間しかれば全く作ものにも無之先如此ものにも可在之やと御目付を草案を上へも呈し候扣等の紛亂世に出候ものにも可在之候か如此即案見込よく出申候事も毎度在之候様覺へ候間左様のものにも全く御取用ひのものには無之候事と被考申候御火中へ

眞田 信濃 守

川路左衛門尉様

御答内用入

三九 同 前

弘化四年九月十三日

八月廿七日御認之朶雲本月十二日相達拜見先以秋暑俄に冷氣相増ル處御堅勝被成御動履候御事奉賀候然は兼而奉托候具足之義既七月十四日皆出來御下見之上厚く被添貴慮種々御直等被命候由本月十五日迄には凡ソ出

來之思召之段毎々御懇情右迄にも御世話被下候義感謝之至且は此許着いたし候義只今々相樂しみ居申候

一過日實家鍛冶云々申上候處宗次に候はんとの義右に付無御伏臈御注文書も被下段々御満足との御事共委曲被仰下大慶之至早く家來遣し宗次へ委細申含出來之上は眞腰車相試み候上にも進上可仕候尤家來には右心得申候ものも少く未熟にては手内なども十分に無之候は不宜候間其向キへ頼み尤側向キ之もの見分に遣し少しも思召に叶ひ申候様に申付候心得に御座候

一其御地も痢疾流行之由右に付るも義倉兼御取建被置候處今度に至り一統御救筋等感伏いたし往々村々義倉も彌相募り申候事と思召候段御尤之義弊邑なども地震にて跡々所置仕宜敷事も在之御察申上候乍去當坐之事に而已目を付明日之事は迂遠に心得申候民情多く毎々歎息仕候猶村落一向に藏住居等にも錠前など無之盜賊之患無之處之由火災も無

之由誠如仰舊都之故と感心仕候世俗にも奈良大名と申候がいかにも穩和なる土地柄と想像仕候此表も御靜謐在之候乍去大廣間席などには大分家々穩かならぬ風説も承申候水府もいまた御安心の場に不參心配内々ながら仕申候まづは貴答迄勿々如此御座候也不一

九月十三日

猶々時氣能々御加養專一奉存候西國邊なども大雨其後大風など余程之事に承申候御地は左様の事も無之と賀奉存候扱は御佳作拜見初御手際拜見驚入感心仕申候三體詩過蕭關と申題にて同韻御用ひ張嬪か詩は委曲心得不申候得共儒生一齊之趣に相見候處貴作は末御兩句誠激烈悚然と仕候御深意相顯實に感佩西洋之所置もこの兩句に止り申候事と御手紙之内この處切り取坐右に掛永く感吟仕候事に御座候勿々例之亂筆御推覽可被下候也

信濃守

左衛門尉様

貴答御直披

四〇 同 前

弘化四年十月十二日

九月廿一日猶また九月八日貴簡跡に相届キ一同御返事申上候秋冷より押及び十月十二日くるなどは返て大南風昨夜中暴雨また近國洪水なども可在之かいかにも暖氣に在之紅葉などもいまた十分に染盡かね申候彌御壯健之段奉賀候毎々御懇情奉感謝御詩作に付猶云々御念入り申候義毎夜詩歌と互に御出詠之よし面白キ御志詠も可在之と遙想仕申候扱猶また紺地金泥の古寫經御みせ被下價も云々被仰下雀躍之至即留メ置キ代りは家來々御留守宅迄呈進仕候左様御承知可被下候甲冑の義も當人散々痢疾之よし右に初メは不治にも可在之と御驚キ之處まつゝ順快之由乍去調進延引之旨決して急キ不申段々御念入奉存候痢疾弊邑なども多く在之

候處無患子からの儘黒焼にいたし七に一ツ位沙糖を加へ申候もまたはその儘白湯または發表劑の煎湯へ加へ申候も時々相用ひ申候と毒便快通利急口重之義取レ申候多分治し申候近頃は右を村々迄も遣し地震之年はことに多く數千貼を施し申候御試み可被成その外熱氣の腸胃に残り漸熱の如キ症にも宜敷様に申候實父なども甚た信し申候位に御座候其御地秋風鹿群參その余上下とも山に遊ひ申候よし實に想像申候事共に鹿の鳴候など都下にては承不申ものにてことに恐る事なく安心に遊ひ申候且は鳴聲迄もいと、朝夕の御興をも添申事と被察申候春山山などの邊景色之處に可在之その地の畫工など貴所思召に入申候よしや名は無之候處と亦も面白土地柄など御認メいつそ奉希上候いま引籠にて立錐の庭上のみにて罷在申候間右様の處をも近く一視申上候快活鬱散も可仕と希上申候且は古瓦も世上多く候得共硯材に相成候ものは少きものに候處貴地はまた往昔之都下にも候は稀には極古代之瓦片も可在之か若しや御手に入

り申候は、御惠投可被下候何も貴答迄勿々頓首

十月十二日

猶々時候能々御保護專一奉存候此運瓦摺は實父認め候病を養ひ申候爲に設申候ものにて右は實家に在之候處今度摺寫仕並に草紙をも書そへ時々老體をも養ひ且は實父の遠志をも敬慕仕候一端に燒せ出來申候間摺せ上申候外々へは一向に沙汰も不仕候得共貴兄は不外御懇情に付呈進仕候乍去瓦上へ彫申候には自然と再寫之上の事に付筆勢なども相違ひは無據事に御座候也

信濃守

左衛門尉様

御答

四一同前

嘉永元年八月廿五日

過日は御細簡被下拜誦殘盡漸々相減秋涼相催申候彌御堅固之段珍重之至奉賀候然弊邑之龜物進呈候處委曲被仰下返る痛入存申候猶亦思召寄之精練之鏝一箱御惠投被下御厚情忝次第且は段々御試等之次第迄も被仰下既練鏝之義彼是申付試も致し何分心に叶ひ申候も無之節に品々御示之通塗之義も常翁へ相頼み金花鳥の紋様好み候間右蒔繪等可申付と雀躍之至に在之候且其以前御世話被下候鞍之義も包革取除塗り候は、可然との義是また領承仕候尤漸々に水に當候ゆへか追々に堅實に相成狂ひも無之輻輪など申付候はんと相樂しみ罷在候將また摺物之義も御面倒之事相願候處早速に被仰付二葉被遣忝次第右に付るも後人の附會之義など實は左様の義も難計候得共書籍にのみ在之候よりか目撃候はいと義烈感激ふかく覺へ申候此表も近年に無之田方一統に豊稔に去年之大變災後と申一方之安心に在之候乍去暑氣甚敷江戸はことに濕熱故別し暑氣強く死失も不少小子存知候彼是余程下世に歎息申候阿部遠江守も物古之様子

其忤本家相續之處是また大病と承候新見先比不幸可惜事折を以て再勤なとも候は、なと黙祈候ことも夢と相成候土井大炊殿致仕に、織部と被号候處その比、病患是も卒去之義承候若手にも承申候大病なと次第に老境に入り候ほと無か數そふとやらん申候如く承知候ものなとたれかれ指折候も余程之事歎息申候能々時候御厭專一に御座候勿々頓首

八月廿五日

猶々古物なと稀には店物同様出候事も候由御懇意之方へ經文一軸御世話にも被成候との事何ことも古代之事は見所□在之候既に古鏡之義それかれ少しは集メ候得共可然物も所持無之候もしや損候とも不苦御世話之義希上申候猶後便萬々可申述候不一

眞田 信濃 守

川路左衛門尉様

御答申述候

四二 同 前

嘉永三年二月七日

正月廿六日貴簡二月三日相届キ拜見彌餘寒之節御堅固之段珍重存申候扱は從書申上候に付猶また云々被仰下承領仕候もはや一々は御答に不及候爰々に革製甲冑之事云々心得申段々御手数之義共乍去能々相譯り且は思召之被仰下忝仕合冑之義は鳥居彦右衛門被用候形云々いかにも敬慕之事に在之候其余云々何も思召等御尤の義尤小子も追々老境今年六十歳にて何も氣力はさして不相替候得共進退等の働キは余程相違も覺候間彦右衛門被用候冑の形に鍛革にて被仰付これは十枚合せ面頬も同斷相願ひ申上度上塗りは錆地に塗り申度面頬も同斷佩楯は被仰下候通り別段考も無之二枚合に、外は皆三枚合せ中通に、宜敷極念入り候にも不及家來共も左様に念入り申候ものは一統不用間小子計り極念入り候も人情として忍ひかね候家地は装□之差古し一つ上申候小札牛皮その上を包み候義是また

可然これは拜領の巻物上候間右に白の儘御包せ爲威し可被下候其余は追々可申上候まつ三十金相廻し申候事也不足は追々可被仰下事烏居冑の事は御所持に付その形に煉革に相願ひ申候小手も筒小手何も別段圖面に付札いたし候通りに願申事此段用事のみ勿々
且都下も柘町を五日朝四ツ頃を出火井伊掃部殿初メ安藝守は無難にて黒田はみな類焼その余永田馬場邊裏門西のかた内藤能登松伯耆守も焼キ拂ひ外へ出京極を愛宕下増上寺坊中焼け方丈も焼よし濱大久保も焼それ金杉迄延焼小子なども余程六ヶ敷夜中迄屋根へ出指圖三浦へ人數遣しまつゝ無難に安心仕候不快中周旋の處まつは氣力等も疲も無之所々もはや御承知とは存候得共申上候小子致仕の事も所々を異見等誠退キ申候も不易ならぬものにて心配仕候この間水戸黄門公へ相願ひ指物へ御染筆赤心報國の四字相願ひ出来申候老境なれとも近年海外之警候は寸志をも遂ケ申度とこゝそののみ御一笑可被下候頓首

二月七日

伊豆のうみの沖つにたてる浮虜も

なにさはるへきやまとたましひ

猶々時氣御厭可被成候余は其中萬々可申上候小子まつは不快中さし
ての義も無之深く御案事被下間敷候以上

信濃守

左衛門尉様

再復

四三 同 前

嘉永四年四月廿四日

本月十一日芳墨同月念四日相届拜見彌御堅清被成御起居候段奉賀候然者過月拙詠共怡之余認メ御懇意に任せ懸御目候處段々被仰下候上御返し一葉被下忝感怡仕候乍去右等被仰下候は汗顔之至に御坐候

一 甲冑彼是御周旋無殘處被仰付被下候に付白銷刀萬分之一片御禮之印迄に進上申候處猶亦段々御挨拶被仰下候上三輪之古代之杉に八脚之卓御造らせ御惠投被下候段御品はいまた着は無之候得共此八脚之机之事は承傳居申候段々思召寄られ候御品柄厚く感謝奉存候且家來一兵衛へも御家來云々被仰越好墨被下候由早速申聞候間思召之御品の義難有頂戴いたし候様に申付候當人をも御家來中へ御禮不申上候得共於小子も忝次第此段も御禮申上候

一 古瓦之義云々上中下少し船廻にて御見聞被下候旨外に代金等も被仰下御手数之義奉謝候いつれ五月には着船も在之目撃之上にて取極メ家來を御家來中へ申上候様可仕候扱く相樂しみ罷在候

一 其御地も氣候不順に彼是預メ御配慮も候由其甲斐在之大キに御靜諭之段感歎仕候都下も米價湧上御救米等在之候乍去少々押込盜賊なども在之切捨之命令も下り申候先此節は靜と承申候江川太郎左衛門も下田

詰被仰付候由に而出府區々伺ひ等いたし候由面會は不致候得共以後夏向キの詰切りに付御臺場も再ひ出來申事と恐悅に存上候佐久間修理も家内引連江戸へ出申候外宅之世話いたし右に而事故へ無之指置キ申候義御安心可被下候何も鳥渡御答迄如此に御座候也頓首

四月念四日

猶々折角時氣御厭專一奉存候兎角春以來只今に冷氣に在之この間夕立在之右に而氣候順に復可申やに在之候小子義も不相替平安御安心可被成下候彼是隱居之義も變災後入用無く急にも不相成存申候先ツは靜に氣力をも養ひ申候義難有仕合もとを致仕候とても世並に徹行等之念慮み之上は只今も同様在之候杉の古木少々殘木も候由希上候は、可被下由香合程之處其中御所望申上候勿々不宣

信濃守

左衛門尉様

川路家藏書翰集 (真田幸貫)

四四 同 前

嘉永四年五月廿五日

入梅後返る快晴打續候處又々此節は日々細雨乍去少しは薄暑も催し申候
彌御堅清被成御起居候御義奉賀候扱は八脚之卓段々貴慮被盡被仰付候品
今五月廿五日無滯海舟問屋之届早速拜見いたし候處少しも損所無之誠三
輪之古木足なとその儘に相用ひよく良工之手際とも深く忝仕合永く家寶
へも加へ重寶仕候事と御禮申上有かたく誠御注文別々感心仕候外に古瓦
片三枚同様相届キ申上中下とも其品階も相見また難得事に候乍去二百枚
と申候も餘數多く在之候間四十七口之かた總品二枚加へ此數に在之候
由右之分彌讓請申度代金等之事は家來之御家來衆迄今便申遣候様申含メ
候扱々色々御手数とも恐懼仕候其中少々存付キ候品進上仕候心得まつ今
日は無難届キ申候事且は古瓦の儀は先キかたも都合可仕候事と遙想仕候
間御禮旁如此に御座候此表相替り不申御靜謐に在之今年も海岸靜に沙

汰も無之それ故はや都下砲聲などは去年とは相違ひ減し店屋の陣羽折な
と仕立料も下落候よし餘は御推察可被成候奢侈風俗は彌増長に聞へ申歎
息仕候何も勿々頓首

五月廿五日

猶々時氣御厭專一奉存候いつれその中萬々可申上小子異狀も無之候
間乍憚御休意可被下候不宣

眞田 信濃 守

川路左衛門尉様

御直披

四五 同 前

嘉永五年二月廿四日

青陽嘉義千里同風盡時無之候彌以御清榮被成御加年候御義奉賀候其後は
何かと御無音打過キ申候貴地御靜謐と察上候彌御繁劇之御事と想像申上

候用も無之呈書も返る御迷惑と差扣居候得共何か御床敷存候に付御安否も伺度如此に在之候過年は御噂サも在之候義淺野中書之事水府老公へも申上候處至極可然との御沙汰に而薄々は一橋邸へも被仰置候由乍去何ことも思召候通りにも未々參兼福山閣老の事は安中豫州彼是周旋之様子相方余程其機會にも可至處存外に他方曲淵跡被命候此間浦賀へ之御暇も出候事となり候老公も曲て跡は曲も俗人に在之由に而別御殘念被思召候由も密々被仰下キ逐年之御噂サも如此次第にも至り候間夢物語と御聞流置れ候様申上候浪華は大商輻集之處珍器古物も許多に可在之か如何哉其以來珍敷ものも見當り不申尤慶長前後の高名之人物大名まつ鳥渡申上候得は秀吉が伊達政宗などの類古文書大卷二ツにいたし候もの手に入り申候余程中には其比の事共想像いたし候ものも交り申いつれ尊下都下へ御下之節は御覽に入可申と奉存候猶種々申上度事も在之候得共御用之御邪魔恐懼何ことも御安否伺迄年甫之賀義申述度如此御座候勿

々頓首

二月廿四日

眞田信濃守

川路左衛門尉様

猶々時氣能々御厭專一奉存候小子も不相替老衰専ら重齡自家政事共に而種々氣込み罷在申候深く御案事不被下様希上申候佐修も毎々御懇命とも至極丈夫に而先ツは靜に而大キに壯をも越候故に勘弁も段々出来追々立可申様子に被考申候也堺奉行石谷事は同人妻は井上河内守が参り小子妻と兄弟ゆへに同人も不外譯に在之乍去懇意時々文通と申迄も無之候か承り申候得者何ことも御配慮に掛り申候勤のよしに付而は何卒御懇情御教示奉希上候平穩之人物少々もこれ迄に相成候間御用立候様いたし度ものに在之御十分にそのもの丈の御教責等無御遠慮希上申候小子が頼候段も同人へ被仰下候不苦候不一

御直披

四六 水野忠邦

老中書翰

「川路聖謨宛」

天保十年正月十五日

亥正月十五日來る

覺

浪花米價之義に付手簡案文半切之方飛州執筆簿之方根本之由何之方可然哉

一丹後田邊領銅山之義調書差出候被見置候様存候

四七 同 前

天保十年二月三十日

亥二月卅日來ル

覺

過日申述候江州新開願人與兵衛と申者兼々拙家出入之者に有之別紙差出

候得共直可返處後日心得にも可相成と留置致一覽候此上は筋違之旨而已申聞可差戻哉又者其筋へ願候様申諭可相返哉且願人之光景等探索勘考之趣被申聞候様存候

四八 同 前

天保十一年八月十三日

丙丁艸復

忠

邦

本月四日之書面展讀御無事被到着由不堪喜慰候扱發程之躰中其表之様子委曲被示趣愕然之至候當時者逆も致方無之後年之ため篤と寸衷に可致羹墻候河嶋之義存外可用立に付博識被見合度由幸未た篠山へも不談事に候爾後過人相成居候間何れ誰か擯斥可有之哉其内勘考被御申越候様存候以上

八月十三日

尙以嶋中毛鱗迄も事異候由萬緒被察候逐々秋殺にも押移候間別ゝ感
慨不少と存候東坡隈西之居にて把菊賦も致想像候也

水 越前守

川路三左衛門殿

四九 同 前 天保十二年正月七日

川路三左衛門殿

水 越前守

春寒料峭愈御無事在廳雀躍之至存候昨年子細之楮面熟覽鞅掌中不及御答
候專一に復古之義等世話有之候由尤存候夫に付篠山在職にゝは地役人十
分之存念も申出間敷左候ゝは折角之世話も無詮事に付司農府等へ内々存
寄相尋候處篠山轉役之方可然と之論多分に付其段達 天邊則貶轉相成跡
は兼々企望之老人と相成候此人當時は衰態改革筋なとへ可障者とは不存

候間此上は其許見込通御取締方厚周旋有之候様存候

一清國阿片通商嚴禁之不取計カイヤリス人抱不平軍艦四拾艘計寧波府に
仕寄戰爭寧海縣一郡被奪取候由此度來舶人カ申出候異國之義に候得と
も則自國之戒と可成事と存候浦賀防禦之建議未定不恙之事とも候
右は心得にも可相成と内々申入候客冬は例歳カ殊更冗雜覺申候右□ケ條
之儀申入候へは意外遅延相成候以上

正月七日

五〇 同 前

覺

佐渡奉行カ差出候書付内々被致一覽候様存候四五日被留置不苦候

五一 同 前

別紙正大夫義佐渡廣間役の方へ先日被申聞候得とも未だ速には明申間敷先申立通可取調哉内返被申聞候様存候事

五二 同 前

覺

佐州一件再應尋に付別紙之通申聞候得共吟味に相成候上は此ヶ條は是迄にて見切と申義不相當之旨建議も有之候間一座申聞候通にも相成間敷と存候粗半石納以下之義田中徳太郎等之口上書にも有之候由に候先日内存被申聞候に付尙又密に一覽見込之處被申聞様に存候事

五三 同 前

覺

佐州一件に付取計方伺書差出候私欲に無之候とも逆下民候者御徳義にも

相拘不容易司職之闕典に候間一向捨置見切候も如何可有之哉内々勘弁之處後刻迄に承度候

附此外金山入費爲償年々之勘定帳取拵之ヶ條有之候是は追ふ内覽可申達候

十七日

五四 同 前

覺

佐州一件再應相尋候處別紙之通申聞候事實相當之所置に相成候様いたし度物に候勘弁之趣明朝迄に承度候且若林佐渡義一昨年交替前流弊改革之義申出伺之通申達十兵衛着嶋之上建議いたし候由に候得共勘定不止等之義一ヶ條も不申聞改革候事も無之候右より以前仕來に拘泥いたし取計候者と心付申出候迄に等閑候者と不念之輕重熟與難弁候右之廉を境界に

もいたし尋方も可有之哉又は無差別方に候哉勘考之一端にも可相成と申入候事

十七日

五五 同 前

八州廻改革主法掛紙にいたし差出候觸候義は無之候哉一覽之上否被申聞候様存候

五六 同 前

覺

黒田鍋嶋土木役に付別紙致一覽候岡本之確論愚意符合致大慶候右は衆議如何可有之哉達振之方今少鴻庇を感載致させ候様之認方は無之哉下ケ札之意味合は逐可承候

五七 同 前

覺

博多佐賀御手傳之義先日被心付趣も有之則覺書之通調方申付候處見越之義何分難調旨申聞別紙之通書出候間建議之上 霄漢之御明斷被任候外有之間敷且兩家前以内意之義如何可有之哉万一趣意等申出候は却手數も可相掛哉尙勘考被申聞候様存候

五八 同 前

覺

燈油之義に付善左衛門存寄書差出候三ヶ所割賦輸送之外爲差良策も不相見候尙勘考有之様存候事

五九 同 前

覺

別紙一覽之上勘弁之趣被申聞候様致度候上郷寄場之義再興難成候哉近來都下無頼者多候間右体之場も有之候者可片付哉其邊勘考被致候様存候

六〇 同 前

覺

別紙風聞致一覽被置候様存候逐々相談候義も可有之候
一田川喜之作書付伊澤美作内々差出候此度御修復等相成候は遣し候ても可然哉先何程之手際に候哉且人物等被試候義は出來致間敷哉

六一 同 前

覺

別紙之基本は人別并物價之ニ條而已に候處萬緒にかけ建議いたしつまり不被行様に仕來候見込と被存候連名之義に付同意とは存候得とも此儘に有者遺憾之義に付尙内々確論之程承度候事

六二 同 前

別紙風聞探索之義先日被申聞稍此節差出候に付先内々一覽有之様存候事

六三 同 前

覺

別紙二篇舊臘出候一覽之上勘考之趣可被示候筒井之方は當時世態迎も所置之場には至り申間敷候得共一應筒井の見込之處爲書出可申哉長崎之方は評議に下可申哉先日被申聞候田口之口氣には容易にも下兼可申哉

六四 同 前

覺

別紙又兵衛差出是に降心と申聞候得共左程には不相見哉と存候尙金座へ差出金高相尋候積りに有之候一覽之上可被返候事

六五 同 前

覺

南部金山に付尙又掛を別冊差出候由一冊は先日出候方に候何も一覽有之様存候

六六 同 前

過刻噂いたし候渡邊角太夫并金座書面被一囑候様存候

二日認

六七 同 前

關東取締筋に付出所相渡候によつて奉行を別紙之通申聞候右は最初之書面へ直し差出候可然義と存候右等之處并一躰之趣意とも被熟思被申聞候様存候

一札差共上金之義に付町方の用途并肩衣差免等之義申聞候未上金不相濟候得共外勵之爲申聞候上は可聞届哉ちと蕭何空飯之趣にも似寄申候勘考之程被示候様存候

廿四日

六八 同 前

別紙致一覽相當托舌頭候事

六九 同 前

別紙被一覽候様存候事

七〇 同 前

別紙類極被致一覽候様存候事

七一 阿部正弘

老中書翰「土屋寅直宛」嘉永五年五月二日

(上略)右に付内脱カは是迄も出精之義には候得共此度筆頭にも相成萬事專ラ引受取計候義是迄は加賀守之折合斟酌も可有之候得共此後は右之次第も無之義故當人精勤取締方は勿論御奉公筋御爲メを厚存込一概には參り申間敷候得共市中之風義總ニ融通筋等宜惡弊を相除き兩組與力同心共を初家來共迄も取締宜以後跡々迄も當時奉行之勤中之通相尋取締致候得は誰にニも相勤まり候と申程に跡々迄之規則を殘し候様に厚致熟慮出精取計

可申旨能々左衛門尉ニ被仰 可被下候貴君にも左衛門尉ニ能々御心付は御十分に被仰聞御取計被成候様存候右加賀守代りニ奉行も不遠可仰付候間萬端左衛門尉にも申談能々心添致兩組共左衛門尉重立自身之組ニ如く世話有之様に御申付被成公事裁評等兼ニ功者之事故與力同心共に不担任様被仰含與力同心も不正之義出來不申様可心付旨も可仰聞候誠當時之處大坂大事の儘場合故奉行宜もの相揃候節跡々之處再興致置候方と存候此段心付候儘申上候間得と被御熟考宜御取計御心付可被成候

五月二日

七二 同

前「川路聖謨宛」安政二年九月六日

町奉行御勘定奉行方取調置候御觸書之内當今見合に可相成分抄錄差出候間一覽之上相下ケ申候大分中には當今尤可然觸書も相見申候間旅中熟覽夫々認分ケ差越可被申其上勘弁早く取計候儘左様承知可給候

道中筋之模様地震水災之模様其後手當之模様御料所御代官之世話届か不届歟之様子風聞之善惡土地之治方并私料之向世話之模様其外共厚心付ケ御料私料共百性共難儀いたし居候義は無之哉巨細に見聞之趣内密可被申越 京坂を初メ遠國在勤之向勤方之様子風聞等承込候儀は内々無伏藏可被申越事

右之外にも何也共心得に可相成候廉有之候は、密々可被申越候事

九月六日

随分厭旅行無滞御用相勤歸府芽出度面語可致候事

阿 伊 勢 守

川路左衛門尉殿

七三 同 前

安政三年六月五日

用事奉申上候暑氣彌強候得共愈御安靜賀上候陳は調役高橋小三郎は多分

明後日にも可相成今日御別見に、萬端相濟申候新右衛門尊慮も申上候通に可参趣今日薄々備中守殿、御沙汰も御座候御心得と申上候御覽後御火中奉願上候草々頓首

六月五日

尙々先々大安心仕候御察奉願上候乍併見殘之義も御座候間御取捨可被下候草々

伊 勢 守

左衛門尉様

用事

七四 同 前

川路左衛門尉様

阿 部 伊 勢 守

用事取急亂筆御免

昨日令拜見候書面致返却候御城代家來々御手前迄差出候書面は成否は兎も角も何れ願書差置候様可被取計候事

七五 同 前

別紙可致一覽候尙面接可申述候

七六 堀田正睦

佐命書翰

藩主 嘉永六年十月九日

追日寒冷相増候處愈御安清南山之至御座候其後は打絶大御無音背本意候段御仁恕可被下候然は今般は崎陽之御用被蒙 仰候よし愛度御規模之義奉存候乍去御用柄殊に遠路隔絶いたし候御場所御配意御察申候付内々相願度は兼而御懇命を蒙り候愚臣申戸八十次郎義此度御供御家臣之内被加崎陽之被召連被下候様には相成申間敷哉彼地には兼々内用も有之

且魯西亞船之様子等も爲致一見承知いたし置度強而苦候は、枉而御許容被下候様相願候此段差付申入候も恐縮に候得共御別懇之義故無伏藏申上候不惡御聞濟被下候は、大慶至極に存候余は不日拜顔も候は、万々可申上候何も用事亂筆御推覽希候勿々頓首

十月九日

尙々時下折角御自愛專一奉存候崎陽之は幾日頃御發途に相成候哉伺置度且何ぞ相應御用も候は、無御遠慮被仰聞へく候以上

呈 上

七七 同 前

安政元年六月十一日

一翰拜啓甚暑之節候得共愈御安清御勤仕南山之至存候次に小子義も無異罷在候間乍憚御休意可被下候扱其後は打絶御無音背本意候處貴所之は度々御尋問殊に御名産等御惠投御懇志之程感謝不斜存候其度々貴酬も可申

上處其義なく失敬候段は偏御仁恕希候將又當節は如何御消光候哉水府は
 梅天前より降つゝき夫故か冷氣に有之候處暑に入俄に大暑堪兼候程に有
 之候へしか夕立に昨今は大に凌能相成先當時之様子には作方も可宜
 と存候其御表は如何哉伺度當年も度々異船渡來扱々迷惑之事に有之候右
 に付布衣以上の存念尋有之よし風聞いたし全天狗沙汰候間取留候義には
 無之候へ共甚拙策申出候者兩三人有之候よし當時朝にも達人少く候間如
 何可相成哉といらさることなから不安心至極何卒御良策被 仰出候様是
 而已祈居候貴君御明論も可有之伺度存候都下風俗等も追々古復遊山場等
 は羣集いたし候よし御靜謐恐悦には候得共中々恐入候事も有之候金銀等
 は彌不融通之よし其内錢は一向無之趣に有之如何譯哉何分わかからすと
 申事に有之候扱五十助事も不慮之轉役結構には候得共被泛候形に當人
 も當惑いたし居候然格外深罪科之趣にも無之候間先安心いたし候者之内
 外是迄之様には參り兼困り候様子有之候此外些細之事等色々申上度候得

共何分紙上に盡兼先是迄にいたし候猶其内万々可申上候吳々御無音打過
 候段は御宥免可被下候毎度ながら亂筆御推覽可被下候頓首

六月十一日

備 中 守

正(花押)

左衛門尉様

七八 同 前

安政元年八月二十日

一翰拜啓追日秋冷相成候愈御安清御勤仕南山之至御座候其後は御無音背
 本意候段御仁恕希候貴所方は度々御投書殊に御兼約之御日記毎度拜見辱
 御蔭に時勢粗承知大キ心得に相成候義又は一笑山家之鬱を散し御懇情
 之程深奉謝候乍御面倒此上とも猶御筆勞希候扱當今都下は先々御靜謐之
 よし被存候崎陽へ喚船渡來之趣至極穩之よしには承り候得共底意何とも

難計懸念心配之義御坐候定而廟堂御良策多端之義とは推察いたし候得共
貴所には當路御委任之事にも候間不一方御配意之事と御察申候禁忌之義
御漏洩は有之間敷候得共御他言不苦事は心得に御教示被下度希候在邑に
亦は實に聾耳同様御憐察可被下候隨而此茸城下村林へ小人罷越取候間甚
如何敷不珍候得共御慰に入貴覽候御笑味も被下候は、忝大慶奉存候何も
用事迄申上候猶餘は万縷と申殘候勿々頓首

八月廿日

尙々時下折角御加養專一奉存候扱御内々伺候は此度 御兵制御改革
被 仰出候處大凡如何様之御模様相成候哉只今迄之御軍役諸家人
數割等は矢張是迄之通御居置之事哉少々心得にもいたし度候間是又
御禁忌之義には候得共不苦は一通り御教示希候次に小人義無事罷在
候間乍憚御休意可被下候以上

佐 倉

川 路 君

御直覽用事

七九 同 前

安政元年十月九日

華墨拜誦先以愈御安清南山之至奉存候然不相替御日記拜見忝其御地彌
御靜謐之段御同意恐悅奉存候扱異船出沒不定扱々困り候義御座候御書簡
御教示之通英戎心底何とも難計崎陽奉行取計急一旦は敬伏いたし候も中
々夫にて永年事濟候義とは不被存決而安心候場合には無之候猶更油斷不
相成事奉存候定而廟堂格論多々之義とは推察いたし候得共當路に御出之
義故嘸々御配意御察申候此上何事も急候様いたし度祈候義御座候
○御世話に而開板相成よしの海國圖說望候は、可被下旨忝何卒一部御廻
し希候拜戴に而は恐入候間代物等を無御遠慮被仰下候様希候
○當度御約諾申上置候金子殘則差上候御落掌可被下候扱傳聞候得て大坂

渡來魯船崎陽下田兩港に廻り次第御出張被蒙 命よし扱々御苦勞存候
夫に付るは内外嘸かし御繁多御察申候前書にも申候通當節之如時々出沒
いたし候ては實に國力衰弊往々之處恐入候義御座候何歟御高論も御坐候
は、伺度儉約下憐は御尤之御說慎服膺いたし候猶其内可申上先は貴酬迄
申上候頓首

十月九日

備中守

左衛門尉様

八〇 太田資始

前掛川藩主書翰「川路聖謨宛」安政二年十二月八日

川路左衛門尉様

太田道醇

貴答直披

過日之報答

千駄木

御覽後丙丁有之度事

過日は御手翰之所彼是取紛罷在御報及遲延候義御海恕候様存候先以甚寒
之候彌御勇勤欣喜之至存候如來諭當年は例も寒威烈敷覺候處御障りも
無之箱根に御越年を始九月御上京都合一ケ年七度之御旅行殊には兵庫
御炮臺迄之御見置平常之御時節には無之事是も天變地妖之起り乍去上
方 御新營は御一廉之御矩摹且は寛政度御手廻しも格別に御相違御出
來榮も宜 御迂幸も被爲濟 叡慮も不一方御義との御事恐悦之至に存候
依るは從 内裏も御例に無之御内々之御別段之御賜りもの有之候との
義御矩摹之事御骨折も顯れ候義存候得者實に愛度事に在之候 内裏には
小生事 御降誕之取扱も致し憚り至極之申事には御座候得共不外存上侍
臣共へは遠州秋葉遙拜之名目にも上京中日々伺御機嫌參 内之頃合には
唯恐々遙拜も致し候義御手翰にも廿五六年前之事共別して存出候義在之
候且又 御造營御柱之餘材短冊掛御惠贈不外品にも辱存候在京中殿下

御贈り之短冊掛唯今に平常書齋に懸置候所是も廿五六年も過候物に而見
苦敷相成居候所調度と存直に掛直し置次第吳々も山々忝存候尙佳菓一折
鯛味噌御惠投孰れも好物之品に而圍置度候致賞味候義忝存候隨而家製之
菓菓一籠當季御起居致承知度試之寸志迄掛御目候御笑味も候は大慶に存
候何卒春來は御暇を御見付候は御出御寛話いたし度候追々 公邊被仰出
候御趣意共を致勘考候へは小生抔自然在所住居にも可致時勢にも可相移
哉抔存内實覺悟罷在候も在所住居却而能事も有之既に退隱之砌には其意
も候へとも妹共娘共抔殊之外差留忝にも差留候故先當所に止り罷在候内
年頭御禮登 營當時に而は 御座間へも被 召出候事に而在所住居被相
成候而は右様之例近來外隱居之衆には兼々 御懇意取扱自然消候姿に而
其一條におゐて歎々鋪決心難澁存種々配意罷在候義に在之候間是非とも
來陽は御暇を御見付次第一寸も御立寄候様いたし度存心に在之候先は過
日之御報當季御見舞も申進し度如此に候存し出し次第に相認筆も廻り兼

長文にも相成御用繁御中御面倒にも存後止毫候書外來陽愛度萬々可申伸
候不備

十二月八日

再伸昨夜の雪にて寒も少々弛み候哉に覺不順之事折角御加養專一存
候近年は諸國地震等に而天災困り入候當地も餘程之地動貴宅も潰候
由下々には怪我も有之候由之所先々御家内之御方々には御怪我も無
之との事愛度存候小生方も當屋敷は先々並々を輕き方假成に住居罷
在候義仕合致し候乍去迎も永くは保間鋪被存候へとも隱宅之義所々
普請跡廻と申付置候本所屋敷は惣潰同様長屋類焼も有之米藏二十
戸前之餘過半潰残り之分も悉く振ひ半潰同様と申位に在之候右に廻
米も參り米之置處に困り潰住居之殘材に而俄に假小屋申付數俵入置
候次第外品と違早々取建不申候而は不相成莫太之入費御察可被下候
忝事も久々引罷在候而恐入候命に氣支は無之旨諸醫申候へとも足部

痿弱々々之氣味合尤痲症も加り中々年内出勤と申には迎も参り兼殊に寄格別之長引にも可相成と心痛罷在候存出し候儘相認不思長文に相成來陽と申殘候以上

八一 同 前

安政五年六月十八日

川路左衛門尉様

太田道醇

貴酬

過日は御手翰之處即御報不申候段不惡御組取候様いたし度存候先以不順之候彌御壯榮御凌欣躍之至存候不相變暑中御尋問御念書殊に時節之品御贈末子杯へも配分打寄重寶いたし候事山々忝存候從是も毎度乍存出御物遠罷成候隨而此壹籠不相替品に而不珍候へ共家製申付候に付當季御左右致承知度旁懸御目候御取散も候は大幸に存候先日は御轉身愛度存候御悅可申進とも存候得共西方極樂之御場合何となく心持も不宜先々と打過候

事に候乍去無間も御再出此程承り候に筆頭閣老々一度は無餘義御轉身との噂に而内實之處御再出は御約束之様相聞候杯申もの有之如何之事哉理外之浮説申ものと存候能浮説とは申物之却而御謹慎第一御心掛可然義と乍蔭萬事御案事申候事に候御同役戸川杯は一僕位に而此近邊を度々遊行之由見掛候もの共咄候義に候間追々御時勢之程合に寄若哉彌極樂道に御落付御心障りも無之事にも至り候は御入來も有之寛々御物語とも承り度存罷在候先は過日之御報當季御左右をも致承知度旁申進候不備

六月十八日

再白時季折角御保護專一存候小子にも去月末小霍亂之容躰追々快方には相成候へとも食氣薄く于今平常へ復し兼何事も面倒之氣味御報も實は些と面倒之氣味に而今日迄及遅々候當年耳順之齡老境之驗と殘念に存候不外存例之通存出候儘を認候事共早々御投火有之度事に候也

道 醇

左衛門尉様

御報旁御直披

八二 徳川齊昭

前水戸藩主 書翰「藤田彪宛」 天保八年四月八日

川路より頼み有之候拙者之文字は神文前書當人好みのよし此間申聞は候得とも文墨の類は風流に屬し候品に候處神文前書を掛物等にいたし候はゝかの三社の託宣も掛られぬものと南龍院殿の申されし如くあまり風流に乏しかるべく存じ其意味に叶ひたる經語を認今日表へ下ヶ候故平左衛門より廻し候事と存候しかし誓紙の第一ヶ條は人臣たるものいかにもかく有たき事にて乍不及我等も同意の事故昨夜御爲第一云々を題にて一首腰折をよみ候處川路も我等の無風流を承知にて頼みも有之上は此歌川路に示さすしてやみ候もほいなければと又表向遣候も如何故是は其方より内

々川路へ遣し可申候歌も書も我流にて拙く紙も見苦しく候へ共武家の義にて記名は足と申候へは習もいたし不申色紙も此紙杯相當にて事足様被存候呵々

四月八日

藤田虎之介へ

序に申候川路の爲人毎度聞及たる事故折を以招き種々話承候は、益有るへくとは兼々存候へ共世上人物拂底の折柄川路は指折の人物と聞及候へは至而大切の御人に候處我等親くいたし候は、其邊への通り如何可有之や我等は我等にて不苦候へ共當人の不爲に成候は其つまり 御爲にも不宜と疑惑いたし先頃豆州へも其事物語候へは夫も一理有之と申候へき其方は如何存候哉勘考の上存分可申聞候

八三 同

前「川路聖謨宛」

嘉永六年六月十九日

川路とのに

水 隠 士

日々大暑之處無恙昨日は得面晤令大悦候扱其節紅毛へ火輪等云々の御評決に相成候共一通りに被仰付候は、全くの荷船のみ指上可申哉も難計存候へは大船も火輪之方も手丈夫の軍艦に致度候然る所當今軍艦云々紅毛人かアメリカへ咄致しアメリカ船防禦の爲と万々一惡察致候ては不宜候へは左様聞え不申様致度事に候

一於 公邊大小船御出來に相成候は、大名等へも製造御濟せに致度事に候畢竟是迄大船之製法大法に相成候も 公邊にも大軍艦不被爲在故浦賀を御懸故と存候處於 公邊御出來に相成候上は大名等へも御濟せにて日本に大中小にて大砲放發致候船有之候へは如此度節被仰付候時は國海を筒を付直に外海にて浦賀へ廻し候事も可相成若大名へ大軍船御濟せ被遊兼候は、大名へは「バツテラ」にて何間位迄とか御定三家共

へ計も大艦御濟せ置に致度何程に御爲致度存候ても艦無之ては相成兼候事也日本漁船皆ハツテラに御意に相成候へは實はよろしく候

一前文大艦御出來に相成候とも跡々御手入の御工夫無之節は異艦不來候へは御船御手入等無之様相成候へは時々蝦夷へ被遣候か又は長崎へ被遣候か何か常に御用有之御益筋も上り其御益にて御手入有之様致度候弊邑にて先年作り候バツテラ御形に被遊數十艘御出來に相成候とも是亦跡々の御手入の御工夫は初々御見通し有之度浦賀品川等漁人へ御預ケに相成り當人へも難有存候て漁事の中少々も御益指上右にて御手入有之様と如申御仕向に致度候尙又浦賀等漁船も新に船製造はバツテラに致候様被仰付候は、船ふち高く漁事には不便利かも難計候へ共俄に風波の節も怪我人も是迄の様には有之間敷非常之節は皆御用に相立候船と成候へは何とか御仕法有度候弊邑にて去年製候此方の船の如く製し置候へ共バツテラには右様の邪魔なる木は無之候全く此方の船の様見え候爲に跡々付候者にて非常入用之節は取拂候心故御形に被遊候は、右様の木

は御用無之か宜
く候序故申候

一前文之通り紅毛人へ被 仰付候とても夫のみ御當に不被遊於此方も二
三艘も大艦御製造に御取かゝりにて可然

右之段只今小石川出がけ草略認申候よろしく推覽可有之候也

六月十九日

二白筒井へも序有之候は、宣傳聲頼入候

八四 同 前

嘉永六年九月十六日

宮崎氏書中にて川路老母中症之由万々一只今川路引候ては爲天下に不相
成候へは一日も早く全快にいたし度乍然中と勞とは難病にて全快は六ヶ
敷候とも年月を引延しふらかし候外有之間敷付ては我家に 神祖を拜
領之烏犀圓有之承知之如く容易の人へは不遣候へとも格別の譯を以乍少
々内々遣し候故持參にて遣し候やう致度尤薄荷の湯にて用候事に候 薄荷
油を

少々湯に入右 其外さるの黒焼もよろしく候へは好に候は、遣し可申故可咄
にて用候事 候

一序に申當年アメリカを書翰指出候處右を入候箱は追々國主より他の國
王へ遣し候節は右様の箱へ入候物はアメリカのみに無之外々國主を他
の國主へ遣し候振も万次郎存候哉承り申度候當年の書翰實々は國王に
ては不致ヘルリめが出先にてオロシヤ等と申合候ての事には無之哉と
ひそかに其砌を疑ひもいたし候へはかた／＼万次郎書翰入物の義等聞
度事

一昨日鏡汐に入候て錆不申義万次郎存候か承り申度候 彼地にてチャンにて
にてはウルシの方丈夫と存候へ共外に何か仕法も可有之哉先年鍛鐵の上へ
銅をかけ候て出来候へ共手数が、り申候へは何かよき工夫有之哉聞度候

右川路へ咄し可申

一此間川路へ申遣候書中に下馬の事認申候處右は認違にて五十間は在國
以前 公邊大下馬を駕籠の中をかぞへ候のに有之國許のは廿六間計に

覺申候尤在國中度々國許下馬を見やめて是程の船を製度存候へは覺違
認候事故一寸斷申候

前中納言殿御自書 丑九月十六日 原田八兵衛悴持參也

八五 同 前

嘉永六年九月二十六日

無障大賀扱は過日咄申候人物兩三申聞何も承り申候何れ阿闍へも咄し可
申候昨日は舌疽之義に付於駒込自製にいたし置候藥手元に有合候故不取
敢遣し申候處右も初りに候へは治り申候へ共尙又眞の舌疽と疑物と有之
疑物は舌ノ付ケ根に出來しても咽の邊は礙は出來不申眞の舌疽は何レへ
出來候ても咽の邊に必礙出來申候其眞疑の分明なる證に候眞の舌疽は甚
難病治し難き事に候乍然早く手當致候へは眞の舌疽に不相成治し候事も
有之手おくれしては逆も治し難き症と存候當年は濕氣にて疑物之症有之
酒吞は別 秘書中を見候處疑物症には瀉黃湯方集小兒の部にも出有之

蒼香 大防風 中山梔子 中石膏 中

右を用る時は小水多通し舌の張引也付藥は則今日遣候品を晝夜不絶用候
てよし眞の舌疽に候は、腹藥には十全大補湯是亦方集に出候へは略スを用ひ今日遣し
候付藥を不絶付候てよろしき事

昨日遣し候藥も本文に認候通り初りに候へはよろしく候處右は先ツ口
熱等にて舌たれ又は齒痛候節付候藥にて舌疽には本文へ認候方別て
功有之候へは申付製せ候故乍少々遣し申上しかし藥の事故用不用は了
簡次第にいたし候義勿論の事候

九ノ念六

水 隠

川 路 と の

八六 同 前

過日松平河内川路左衛門へ逢彌大船此方にて出来候義候は、全く我等が勢州松平川路等へ對談致候のみにては御木品を初御入用金等受取方諸事指支小金の義にも無之候へは万々一行違出来候ては恐入候故輕くも家老共へ年來船の義は我等建白も致候事故我等へ御任せ御試に製造被仰付候と申義御達に相成候へは於此方も有かゝり申候役人申付夫々公邊御役人へかけ合申候義も受取品致候にも便利にて突かけ物に不相成候へは右之義過日松平川路へも咄し候へ共尙又兵介よりも申聞平兵衛へ云々御達に相成候計に無之輕くも家老へ御達に致し度候

一大船御製造に相成候へは厚サ二寸余の一、二尺四方の硝子入用に候處是

長崎へ來り候は下直に候へ共於此地大船出來の事幸此度川路義長崎へ行候へは加比丹承知候は、無如才引上々可申候半被察申候

少々は長崎に來り居候品有之べく於西洋もやはり大船候へは何となく川路にて硯か何か致し候振合にて直を聞候は、有躰之處を可申聞候の

直を知らんと欲しへは右にて直を定め三拾枚も御用に御買上に致度候三

拾六間御船下入方迄明り取り候には三拾も無之候てはよく明り取れ兼可申候又四五分の厚サのも五六枚も御買入レ致度是は夜中燭硝藏の燈の覆にいたし候紙にては危く是非硝に無之ては不相成此方にて申付候ても追々には出来可申候へ共指引候は、やはり長崎にて御買入の方下直と被存候へは序に川路へ咄し置申度候尤兵衛は北國を頼れ候様申も可然か

八七 同 前「戸田忠敏宛」安政元年正月十五日

過日川路母へ不禮之品内々遣候處其節追々病も全快に相成よし承り安心いたし候此節は如何に候哉若々雪杯に障りは無之哉承り度候此弊國鯨鯨如何之製には候へ共様子承り候序旁遣し度候故忠太夫より可然扱届可申候川路事も於長崎無事の由に候へは母事も安心いたし候様哉と存候定て母の方へも申遣候事とは存候へ共尙又可申聞何レ不遠彼地發足にも可相

成候へは母も心つよく相まぢ候やう是亦可申聞候也

正月十五日

戸田忠太夫へ

八八 同 前「川路聖謨宛」安政元年六月九日

俄々大暑難凌候此景氣持張候は、水田は可宜と爲 天下恐悦に存候川路にても不相變精勤之由并躍々々扱は拙老へ御任せ之船上櫓へ銅を張候義に付懸之方へ申付候處於 公邊未御挨拶無之よし此上遅々に候へは一先ッ職方手を引せ候外無之由承り及候處河内は懸り故直に可申遣とも存候へ共 公邊にても御入用多き御時節故少々ッ、も御入用減候やうにとの申合かも不相知夫も尤には候へ共數万兩懸り候御舟百兩計の御入用をいとる銅張を止候て早く腐を招候やうにては後々の不爲候へは御勘定方の申合は不存候へ共何とか銅張に相成候やう早く御挨拶有之やう致度河内

へも内々申聞にいたし度候依申進候也

六月初九

水 隠

川 路 と の

八九 同 前 安政元年十月二日

一昨日は於 營中得面晤大慶毎度風節凜然爲 國家安堵此事に候扱横濱應接以來日夜空く大息のみいたし候へ共せめて此上御武備御整と北地御經略とは粉骨盡力度乍去空論にのみ成行候は如何故愚老年來收藏の書類家來へ申付いそぎ爲取調北島志と名づけ極々草稿之まゝ阿闍へ廻し候間筒翁一同熟覽被致存分の批評有之度田舎もの、著述定る忌諱にふれ候事數多可有候へ共全く代作同様密々の事故見流し可給候也

十月初二

川路との

水隠士

再啓此節米并酒等俄に價を上ケ候よし勝手役人共より承候浪華の響と相見へ姦商の所爲毎度可惡事に候同僚被申合閣老へ建白之上町奉行へ屹と御沙汰有之度様傍觀にては被存候乍序及相談候此年柄にては米も酒も却る是迄より價を下ケさせ度存候
一昨日河内守より申聞有之船材之義阿閣へ指出申候故扱之義よろしく河内へ傳達にいたし度候不一
緘

川左との

水隠士

參

九〇 同前

安政二年正月廿四日

川左との

水隠士

近々發騎之由寒暖不定之候^參 天下自愛相祈候御用向實以心配之事と深察々々魯夷官吏を置候儀一旦條約之上は又々斷候は至難に候へ共政府にてどこ迄も押張川路始メ心力を盡し候は、押付可申哉乍去例の布恬必内々墨夷を先手に使ひ墨夷志を得候上布恬しらぬ顔にて來候計策難計候間此後墨夷如何程おびやかしかし候共一切動き不申様閣老は勿論墨夷應接懸りへ屹と申談之上發騎肝要と存候也

正月念四

水隠士

川左との

九一 同前

安政二年五月六日

未來考

昨年應接之十八ヶ月といふも今年八月頃なれ共彼は指を屈してまち居候半是迄之義にて考るにいつも申所は彼早く來れば八ヶ月と約しても六月の頃には渡來すべし來りたる節存意通りに不相成は又内海に乗入とか何とかいふて感すべし其節瓢たんなまづの扱にて兵端を能のべ候義相成其中に艦砲の御備格別御手厚にも相成候へは一段に候へ共一昨年からは昨年昨年は當年と彼が喰入事御武備御手厚相成よりも早く心配之事に候万々一墨夷申所御聞濟に相成候は魯夷は昨年ノ御厚恩謝を表として莫太の獻上物并役々への贈物等厚く致し手ぬらさず存意を届候様可相成歟右を聞候は外々の夷も同様追々願出可申哉とかへす懸念なれは十八ヶ月過て來り候節の扱尤大切と思ふ也

五月六日老中逢前

お扣所出

九二 同 前

安政二年

本文認置處へ芳野 皇居の遺材歌投惠遠路誠に道中梗塞之砌別る手數相懸候半に令多謝候全く好事のみにも無之乍不肖新田の末流を汚し居候故懷古の感不可已右様の事にも及候北地之事に付拙詠之儀近來詠吟も絶居候へ共出來候は可供一咲候但北地の事いよ／＼どの位に落着候哉未承候間大眼目のみ序に示教可給候不一

九三 同 前

安政三年九月十七日

直書

辰九月十七日

諸夷と交易御初に相成候は過刻も申候通り何品にても高直に相成り此方の人々別る窮迫いたしつまり内々事起り候半哉と心配の事

水 隠 士

川 路 と の 参

川路家藏書翰集（徳川齊昭）

九四 同前 安政四年十月十一日

川路との

再答

水 隠 士

朶雲披見先以暑中無恙精勤之義大悦いたし候一昨年頃より凶歳之義心配追々申進候所此度被申聞候趣にては親敷取扱候向にては夫程に案事も不致候へは何歟見込も有之事歟との義左候は、安心致候今日迄は大暑とも可申程にて拙老は暑嫌故指支候程に候へは扱候向にて申候如くと存し晝之中は

夕立におつる軒端の雨ならで白ひげ傳ふ汗の白玉

流れ候へ共夕に相成時は日々八九月の如く秋風身にしみ候様に覺申候へは又外目八もくとやらんも難計當年は五月壬月有之氣候もおくれ居候へ

は奥手の方は如何可有之哉と存候扱向にては云々申候ならは申

一街説云々承り過憂之余り申進候其節申落候故又内々申進候街説に色々

申聞候にては川路松平も扱兼候義に候は、我等々書付にいたし咄候様

にも可致哉先ッ兵介より此旨咄し候様可致候

十月十一日

兵

尙々前文船へ張り申候硝子は土鑄形へつき込候まゝの品長崎には有之候よしに先年承り申候處只今は如何可有之哉是迄は此方にて入用もなく硯にいたし候位故今は持歸り不申かとも存候へ共註文申付候は、船の出来候迄には持渡り可申と存候

一昨年公邊へ御届の上蘭人へ極々上々木星三段筋もあざやかに見え候望遠鏡を同断のテレスコップ何程大ク持はこびは不便にてもよろしく候故よく見え候品註文致候處いつ頃参り可申哉も承り申度故是亦

序に川路へ咄し申度候

一本文船の明り取りに致し候硝子蘭人にて大船へ張候義と致し不宜候は、壁の代りに造候様可然様計策にて申聞候は川路如才も有之間敷存候又申候中 日本を屬國に致候様申事も聞候へ共まさかに夷王の書翰とても右様の事は有之間敷哉に候へ共拙考にては最初に墨夷を先手にいたし不禮等致させ此方にて打拂ひ否を見候上にて平穩の御取扱にて不足恐と思ひ魯夷長崎へ御法を守り候て來り候にて考候へは魯開戰爭中は安心なれ共万々一和睦に相成と六ヶ敷と兼て申居候處其後和睦の沙汰聞候へは甚心配いたし候處間もなく開夷來り候へは其本は必魯夷の策と被存候開夷は此節西土杯にて戰爭いたし居候半故先ッ此地へは不參候とも先にも申如く墨夷も魯夷の手先と被察候へは如街説万々一墨國を書翰も來り候は、右書翰中に佛夷とか又はトルコとかにて日本を攻候目論有之候故墨國王を被申付墨夷は

近來御懇意に相成候事故御身方申上候杯申事にて内實は諸夷皆申合候ての事かも難計蘭人杯も船にても筒にても被 仰下候故獻上は致候へ共上品には有之間敷直段に引くらべ候は、彼方にては捨候程の品かも難計左候へは蘭夷迄も輕蔑いたし諸夷の方へ組居も難計候たとひ墨夷を御身方可申杯申出候ても御取用には相成間敷とは存候へ共只々懸念致し万々一にも御取用に相成候は、皆同穴の夷に候へは内地へ入候上は皆御敵に相成候義無疑候只佛トルコ杯は是迄不來國へ攻手の方に致し墨夷は防手と申右計にて皆申合置候事と存候魯夷は開佛墨夷等先手といたし此國つかれにて苦勞無之程に成禮義正しき振をいたし手ぬらさず欲を叶へ可申深策と被察候乍然其模様寄候ては内地を攻候も難計又は松前蝦夷杯直に奪候も難計又夫程の事には不致候共下田の外にて湊を御開何れの夷へ成被下候は、魯夷は一度大坂へ入候て模様見候事故必大坂へ可參候書翰持參の有無も不存全

く街説を聞候ての考故取に不足義は勿論に候へ共万々一街説の如くにも候は、一通りの交易杯と申と違ひ何分にも御深慮有之度御事に御座候屬國云々の事はまさかに彼も申間敷申候とても御濟せは勿論無之義と存候所兵端を恐れ屬國の名に相成候は、大名初皆々國へ引内外を敵に御取遊し候様相成り可申夷狄も屬國の事故出金致候様杯申大名へは御下知有之候ても誰も公邊の御下知は不用様相成候は、乍恐 徳川の天下は是切と奉存候一躰 征夷の御任にて夷狄を如此御近付に相成候は全く一時の御計策と可奉申事に候所諸所へ湊を開せ給ひ又は屬國といふ名露程も御付被成候ては日光へ御對被遊候ても不被相濟御義に候最初ぶらかす云々の事被申聞候節諸夷は右様の事は諸國を渡りて功者故悪しくせは此方にてぶらかされ可申候は定て今以忘れは被致間敷候所前文の姿に相成候とやはりぶらかされ候事に相成申候街説の義は乍勿論信しは不致候へ共万々一街説

の如くなる事有之候てもかけはづしなおし候丈は御なおしがよろしく候へ共征夷將軍の御名被汚候ては日光へ御對し不被相濟候各方如才は無之事に候へとも追々日本へ墨夷等を來し候は皆例のフウチヤチンの計策と被察候儀書面指渡候も如何様の書面に有しか全ク交易計の事に致度事に候交易計に候は、まだしもの事に候

九五 同 前

別紙一閱も久々不快のよし如何に候哉御時節から別て御用も可多早々全快に致度候さそく、閣は何も方今心配思やられ候
一此弊邑松花酒乍微少乍久々不音故尋問の印迄に遣し申候不乙

水 隠

川 路 と の 参

九六 黒田長溥

福岡藩主

書翰

「川路聖謨宛」

嘉永六年十二月十六日

今朝は寛々拜眉大慶仕候然は兩御番所巡見無滞相仕廻只今歸船仕候銃炮等之儀に付段々御配慮被下魯船極靜諡一段之事乍憚御安心可被下候尤西泊巡見中に兼御達にも相成居候フレカツトスレ御臺場向に繫船至る間近く明日之御都合極宜敷御座候遠眼鏡に而得と見申候處船中明日前にも有之候哉掃除等いたし候模様御座候趣今日之處に而は別條有之間敷存候扱又番頭共にも明日之都合重疊申談候何も厚相心得候儀に御座候万一異變||と存候共小子下知不致中は差而此方へ放出等不仕候様不目立様猶又嚴重守衛はいたし外見は極々靜諡に有之候様申談置候間右等之儀は御安心に而寛々魯船御見物被成候様奉存候右今日之儀明日之事爲御安心如此御座候如例大亂毫御海容可被下候頓首

十二月十六日

尙以今日も御用談何も様御出合日と奉存候今日都合宜敷段々御心配

被下候儀よろしく奉願候以上

美濃守

左衛門尉様

御直披

九七 同前

嘉永六年十二月十九日

川路様

平安内用御直披

福岡

彌御安靜奉賀候一昨日は無滞相濟御同慶不過之奉存候委細昨日筒井右直書に而申越候昨日は魯人の御返翰御渡も相濟異人共如何御請仕候哉定而彼是可申立奉存候明日も又出候由然に過日上陸之儀可被仰付旨異人の被仰付候由其末日數にも相成又船中御見物も相濟聊御隔意無之段は於彼方

も大慶可仕右等之御都合宜敷御座候處上陸一件に相成彼是及延引候は、又々疑心ヲ生し可申哉右等之事は色々御賢慮も可有之小子不預儀に候得共何卒万事御都合よく相濟候様奉存候間申上候且又極秘之一條有之候過日小子兩奉行の對話之節奉行内話之趣は上陸は好み不申候間上陸場所取べり普請向番所取建等に亦日數ヲ送り候中には出帆にも可及哉之含み様に被察申候右も無據見込も可有之候得共小子は不可然存候最早上陸も御達も相濟候事に付さまで延引いたし候譯合無之處彼是申談遅々いたし候は、彼も疑心を生し候事相違有之間敷存候右等之内味打明申上候一躰は今晝前にも罷出御直話可致存候得共日々御用繁御草臥も可有之被存候間先以書中申上候其内御用透も御出來候は、拜顔仕度候書餘其節可申上候頓首

極月十九日

二白過日は家來一人魯船に被召連忝仕合被存候昨日使節も人數減少

に亦出候事は一昨日御出之節御隔意無之儀ヲ奉感服候故と奉存候一段之御事被存候且又別段御用も無之候は、御用繁中貴答は堅御斷申上候以上

緘

内秘用

御直披

九八 同 前

安政元年正月十三日

新春之吉慶不可有際限御座候先以彌御安寧御越年被成奉賀候然魯西亞船不殘致出帆候旨相達一段之儀存候數十日御心勞被成候段万端無滞相濟千萬愛度奉存候於小子警衛向無滞相勤大安心仕候魯船滞船中は万事御深切に御教示被下候段無滞相勤厚忝仕合奉存候長々御滞崎御苦勞千萬奉存候隨弊國之産進呈仕候聊自祝之驗迄御座候御笑納被下候は、大幸之至

御座候右御歡旁草略如此御座候頓首

正月十三日

美濃守

左衛門尉様

二白春寒御自愛御專一奉存候以上

九九 同 前

安政元年正月頃カ

極内々申上候近比差越之事恐入候得共此度魯船滞留も長く實に警衛向大心配仕候處先々無滞相勤大慶之至御座候勤用之事に付子細も無之候得共重役初警衛向家來共夜白出精仕候儀は御見聞之通りに付可相叶儀に候は追々公邊の家來共出精仕候儀御沙汰等御座候得は別々難有彌以此先出精可仕候私事は追々結構に仰付候儀に付いか様共不苦何卒以家來共は何とか御沙汰御座候得は誠以難有仕合左候得は此先き異船渡來

之節彌以差はまり家來共出精可仕存候間此段御含迄に御内々申上置候家來共は誠滞船中重役共も雨露をしのぎ候計之小屋に詰切之事に御座候間何分宜敷御含奉願候御一覽後御投火可被下候以上

同日

一〇〇 同 前

安政元年閏七月十八日

一筆致啓上候秋暑輕候得共彌以御無事珍重奉存候先達は御細翰被下殊珍敷墨被下厚忝奉存候いづれ其内龜畫にも相認差上可申候無據取紛居候間一々貴答不仕略儀之段御高免可被下候
一魯船渡來に付先比は御委敷蒙上意拜領物仕誠以難有仕合奉存候
一和蘭蒸氣軍艦壹艘入津に付早速家老播磨初非番所守衛之人数船出張申付非番所受取候に付當番方肥前守見廻り相濟次第小子も可參存居候處肥前守十五日に着崎之由其日エケレス船コルヘツト壹艘蒸氣船三艘入

津之旨申來候間猶又人數船等早速出張申付小子事も近々罷越候心得に御座候一躰魯人と違事六ヶ敷可有之書翰持參之旨差支いまた不相分候得共先々穩之様子と申事に御座候定難題申候事と推察いたし候又々貴君筒井御下向可有之不遠於領内拜顔可致相樂申候遠路度々御苦勞に奉存候エケレス事は唐國に軍艦數十艘備へ居候由に付御所置次第早々軍艦差向一と合戦之心組と存申候彌以其心組に仕申候下田等に余り柔弱之御都合に付眼ヲ驚候様なる一ト合戦も可然哉共存申候魯人々別取扱方六ヶ敷可有之哉存申候如何之御所置に可有之哉奉伺候万一戰爭に及候共長崎は宜敷候得共五嶋之儀極々危き事共に有之候とても加勢は出來不仕いまた軍艦も無之候間被仰付候共小子は御斷申上候心得に御座候は異船ヲ恐レ候には無之候得共犬死同様之軍は不仕心得に御座候御一笑可被下候近來御軍事御改正被仰出候由千萬恐悅至極に奉存候且又日本惣船印も被仰出一段之御事御座候色々申述度事も候

得共多用に付大略亂毫御海容可被下候頓首

後七月十八日

福岡

左衛門尉様

二白時候御厭專一奉存候下田御所置傳承仕候貴君は魯人々被相渡候御書面も有之御當惑之至遠察仕候万事驚入候御事共御座候委細には不申上候以上

一〇一 鍋島直正

佐賀藩主書翰「川路聖謨宛」安政元年五月六日

川路左衛門尉様

松平肥前守

三月十九日之貴簡相達忙手拜披先以時下薄暑愈御清福奉賀候さて崎陽御下之節度々得駿晤種々御密話等吐露心腸本懐不過之候御通藩之折は諸事不行届餘り危承之處却御懇之預御挨拶不堪慙愧米夷浦賀入港に付御歸

程御急キにて御着府少之御草臥も無御座益御健強之由欣躍仕候新築之砲臺反射爐等之義預御激獎殊に閣老方其外へも御吹聴被下候由いまた中々世に廣め候程之義に無之候處右之次第不當之至御座候尤海防之義は吾家之職掌十分之力を盡度心事御推察可被下候其後魯戎又々來船無程致退帆候得共いまた五島平戸邊出沒之由可醜所行御座候米夷も下田邊へ相繋り居候由最早退帆も候はんか彼是嘸御紛冗奉遙察候心事萬緒禿筆難盡候先以貴答草布如此御座候不罄

五月六日

麓門

川路賢兄

几下

再啓其折醉後之拙揮御藏弃相成候由不堪赧汗藏拙奉祈候寧樂製之佳墨御遙惠御深情應致拜受候追々梅氣に向ひ候折角御自愛可被成下

一〇二 同 前

安政元年十二月廿一日

川路左衛門尉様

松平肥前守

朶雲拜展仕候即辰窮陰寒氣猶更烈敷御座候處愈御清迪奉欣躍候陳は海國圖誌被懸貴意遙々預御惠贈御懇篤之至別々忝深厚奉謝候扱先度崎陽へ再渡之魯船先般阪陽へ下碇其後當時下田へ停泊之趣右に付貴君筒井其外御出張相成居候由仄承知仕候種々御苦心奉察候一體此節渡來之旨趣且御應接之始末如何之次第御座候哉御番方心得にも相懸候事故御差支無御座候は、大略預御示度極密奉希候將又先月初旬諸國大地震に就中海岸之國々洪浪に而大害を蒙候由響盛之至御座候弊藩杯も餘程之震動に而其後折々相震不安心之事共御座候下田邊大變之趣御出張中にて嘸々御心配遙察仕候乍然先々御無難不堪欣抃候筒井老體窮窘察入候御同様無難にて可有之大祝仕候其他申述度心事如山候得共歲晚紛冗來春緩々御音問可仕と致